

不正競争防止法等の一部を改正する法律案要綱

第一 不正競争防止法の一部改正

一 他人の著名な商品等表示に係る信用若しくは名声を利用して不正の利益を得る目的で、又は当該信用若しくは名声を害する目的で、他人の著名な商品等表示と同一若しくは類似のものを使用等した者について、罰則を適用すること。

二 不正の利益を得る目的で他人の商品の形態を模倣した商品を譲渡、輸入等した者について、罰則を適用すること。

三 営業秘密を保有者から示されたその役員又は従業員であつた者であつて、不正の競争の目的で、その在職中に、その営業秘密の管理に係る任務に背いてその営業秘密の開示の申込みをし、又はその使用若しくは開示の請託を受けて、その営業秘密をその職を退いた後に使用し、又は開示した者について、罰則を適用すること。

四 不正の競争の目的で、営業秘密侵害罪に当たる開示によって営業秘密を取得して、その営業秘密を使用し、又は開示した者について、罰則を適用すること。

五 詐欺等行為若しくは管理侵害行為があつた時又は保有者から示された時に日本国内で管理されていた営業秘密について、日本国外で使用し、又は開示する行為について、罰則を適用すること。

六 秘密保持命令違反の罪の国外犯について、罰則を適用すること。

七 営業秘密侵害罪を犯した者のうち、不正の手段を用いて営業秘密を取得して、これを使用し、又は開示した者が属する法人について、法人処罰を適用すること。

八 懲役刑及び罰金刑の上限を引き上げるとともに、これらを併科できるようにすること。

九 商品の形態等について定義規定を置く等、所要の規定の整備を行うこと。

第二 特許法、実用新案法、意匠法、商標法及び著作権法の一部改正

一 秘密保持命令違反の罪について、不正競争防止法改正に準ずる所要の改正を行うこと。

二 その他関係規定の整備を行うこと。

第三 弁理士法の一部改正

一 弁理士の仲裁代理業務を明確化し、調停、あっせんを含む裁判外紛争解決手続についてのものであること。

二 裁判外紛争解決手続代理業務の対象に著作物に関する権利に関する事件を加えること。

三 不正競争防止法に新設される犯罪を弁理士の欠格事由に加えること。

第四 その他

その他所要の規定の整備を行うこと

第五 施行期日

この法律の施行期日に関する規定を設けること。

不正競争防止法等の一部を改正する法律

(不正競争防止法の一部改正)

第一条 不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三号中「（最初に販売された日から起算して三年を経過したものを除く。）」を削り、
「他人の商品と同種の商品（同種の商品がない場合にあつては、当該他人の商品とその機能及び効用が同一又は類似の商品）が通常有する」を「商品の機能を確保するために不可欠な」に、「若しくは」を「
、又は」に改め、同条中第八項を第十項とし、第四項から第七項までを二項ずつ繰り下げ、第三項の次に
次の二項を加える。

4 この法律において「商品の形態」とは、需要者が通常の用法に従つた使用に際して知覚によつて認識
することができる商品の外部及び内部の形状並びにその形状に結合した模様、色彩、光沢及び質感をい
う。

5 この法律において「模倣する」とは、他人の商品の形態に依拠して、これと実質的に同一の形態の商
品を作り出すことをいう。

第四条ただし書中「第八条」を「第十五条」に改める。

第十五条第一項各号を次のように改める。

一 前条第一項第一号から第三号まで又は第十一号 三億円以下の罰金刑

二 前条第一項第四号、第五号、第九号又は第十号 一億五千万円以下の罰金刑

三 前条第二項 一億円以下の罰金刑

第十五条第二項中「前条第一項第六号の二の罪に係る同条第二項」を「前条第一項第四号、第五号、第九号及び第十号の罪に係る同条第三項」に改め、同条を第二十二条とする。

第十四条第一項中「三年」を「五年」に、「又は三百万円」を「若しくは五百万円」に、「処する」を「処し、又はこれを併科する」に改め、同項第七号中「第九条、第十条又は第十一条第一項」を「第十六条、第十七条又は第十八条第一項」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第六号の二を同項第十号とし、同項第六号中「をいう」の下に「。次号において同じ」を加え、同号を同項第七号とし、同号の次に次の二号を加える。

八 営業秘密を保有者から示されたその役員又は従業者であつた者であつて、不正の競争の目的で、そ

の在職中に、その営業秘密の管理に係る任務に背いてその営業秘密の開示の申込みをし、又はその営業秘密の使用若しくは開示について請託を受けて、その営業秘密をその職を退いた後に使用し、又は開示した者（第六号に掲げる者を除く。）

九 不正の競争の目的で、第四号又は第六号から前号までの罪に当たる開示によつて営業秘密を取得して、その営業秘密を使用し、又は開示した者

第十四条第一項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、同項第二号中「前号」を「第一号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 他人の著名な商品等表示に係る信用若しくは名声を利用して不正の利益を得る目的で、又は当該信用若しくは名声を害する目的で第二条第一項第二号に掲げる不正競争を行った者

第十四条第四項中「第一項」の下に「及び第二項」を加え、同項を同条第七項とし、同条第三項中「第一項第七号（第十一条第一項）」を「第一項第十一号（第十八条第一項）」に改め、同項を同条第六項とし、同条第二項中「前項第三号から第六号の二まで」を「第一項第四号から第十号まで」に改め、同項を同条第三項とし、同項の次に次の二項を加える。

4 第一項第四号又は第六号から第九号までの罪は、詐欺等行為若しくは管理侵害行為があつた時又は保有者から示された時に日本国内において管理されていた営業秘密について、日本国外においてこれらの罪を犯した者にも適用する。

5 第一項第十号の罪は、日本国外において同号の罪を犯した者にも適用する。
第十四条第一項の次に次の一項を加える。

2 不正の利益を得る目的で第二条第一項第三号に掲げる不正競争を行った者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第十四条を第二十一条とし、第十三条を第二十条とする。

第十二条第一項中「第八条」を「第十五条」に、「第十四条（第一項第七号に係る部分を除く。）及び第十五条」を「第二十一条（第一項第十一号に係る部分を除く。）及び第二十二條」に改め、同項第五号を次のように改める。

五 第二条第一項第三号に掲げる不正競争 次のいずれかに掲げる行為

イ 日本国内において最初に販売された日から起算して三年を経過した商品について、その商品の形

態を模倣した商品を譲渡し、貸し渡し、譲渡若しくは貸渡しのために展示し、輸出し、又は輸入する行為

ロ 他人の商品の形態を模倣した商品を譲り受けた者（その譲り受けた時にその商品が他人の商品の形態を模倣した商品であることを知らず、かつ、知らないことにつき重大な過失がない者に限る。）がその商品を譲渡し、貸し渡し、譲渡若しくは貸渡しのために展示し、輸出し、又は輸入する行為

第十二条を第十九条とし、第七条から第十一条までを七条ずつ繰り下げ、第六条の七を第十三条とし、第六条の六を第十二条とし、第六条の五を第十一条とする。

第六条の四第一項第一号中「第六条第三項」を「第七条第三項」に、「第六条の七第四項」を「第十三条第四項」に改め、同条を第十条とし、第六条の三を第九条とし、第六条の二を第八条とし、第六条を第七条とし、第五条の二を第六条とする。

附則第三条第二号を削り、同条第三号を同条第二号とする。

附則第四条中「第七条及び第八条」を「第十四条及び第十五条」に改める。

附則第五条中「第六条」を「第七条」に改める。

附則第六条中「第七条」を「第十四条」に改め、「第三号」を削る。

附則第七条中「第九条第一項ただし書」を「第十六条第一項ただし書」に、「第十条ただし書」を「第十七条ただし書」に改める。

附則第八条中「第九条」を「第十六条」に改める。

附則第九条中「第十条」を「第十七条」に改める。

附則第十条中「第十四条（第一項第七号に係る部分を除く。）及び第十五条」を「第二十一条（第一項第十一号に係る部分を除く。）及び第二十二条」に、「附則第三条第三号」を「附則第三条第二号」に改める。

（特許法の一部改正）

第二条 特許法（昭和三十四年法律第二百一十一号）の一部を次のように改正する。

第一百五条の四第一項中「第二条第四項」を「第二条第六項」に改める。

第二百条の二第一項中「三年」を「五年」に、「又は三百万円」を「若しくは五百万円」に、「処する

」を「処し、又はこれを併科する」に改め、同条に次の一項を加える。

3 第一項の罪は、日本国外において同項の罪を犯した者にも適用する。

第二百一条第一項第一号中「第百九十六条」の下に「又は前条第一項」を加え、同項第二号中「、第百九十八条又は前条第一項」を「又は第百九十八条」に改める。

（実用新案法の一部改正）

第三条 実用新案法（昭和三十四年法律第二百二十三号）の一部を次のように改正する。

第六十条の二第一項中「三年」を「五年」に、「又は三百万円」を「若しくは五百万円」に、「処する」を「処し、又はこれを併科する」に改め、同条に次の一項を加える。

3 第一項の罪は、日本国外において同項の罪を犯した者にも適用する。

第六十一条第一項第二号を同項第三号とし、同項第一号中「又は前条第一項」を削り、同号を同項第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一 前条第一項 一億五千万円以下の罰金刑

（意匠法の一部改正）

第四条 意匠法（昭和三十四年法律第二百二十五号）の一部を次のように改正する。

第六十三条第一項第四号中「第二条第四項」を「第二条第六項」に改める。

第七十三条の二第一項中「三年」を「五年」に、「又は三百万円」を「若しくは五百万円」に、「処する」を「処し、又はこれを併科する」に改め、同条に次の一項を加える。

3 第一項の罪は、日本国外において同項の罪を犯した者にも適用する。

第七十四条第一項第二号を同項第三号とし、同項第一号中「又は前条第一項」を削り、同号を同項第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一 前条第一項 一億五千万円以下の罰金刑

（商標法の一部改正）

第五条 商標法（昭和三十四年法律第二百二十七号）の一部を次のように改正する。

第七十二条第一項第一号中「第二条第四項」を「第二条第六項」に改める。

第八十一条の二第一項中「三年」を「五年」に、「又は三百万円」を「若しくは五百万円」に、「処する」を「処し、又はこれを併科する」に改め、同条に次の一項を加える。

3 第一項の罪は、日本国外において同項の罪を犯した者にも適用する。

第八十二条第一項第一号中「第七十八条」の下に「又は前条第一項」を加え、同項第二号中「、第八十条又は前条第一項」を「又は第八十条」に改める。

（著作権法の一部改正）

第六条 著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

第百十四条の六第一項中「第二条第四項」を「第二条第六項」に改める。

第百二十二条の二中「三年」を「五年」に、「又は三百万円」を「若しくは五百万円」に、「処する」を「処し、又はこれを併科する」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の罪は、国外において同項の罪を犯した者にも適用する。

第百二十三条第一項中「前条」を「前条第一項」に改める。

第百二十四条第一項第一号中「を除く。」の下に「又は第百二十二条の二第一項」を加え、同項第二号を削り、同項第三号を同項第二号とする。

（弁理士法の一部改正）

第七条 弁理士法（平成十二年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項第二号を次のように改める。

二 特許、実用新案、意匠、商標、回路配置若しくは特定不正競争に関する事件又は著作物（著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第二条第一項第一号に規定する著作物をいう。以下同じ。）に関する権利に関する事件の裁判外紛争解決手続（裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第五十一号）第一条に規定する裁判外紛争解決手続をいう。以下この号において同じ。）であつて、これらの事件の裁判外紛争解決手続の業務を公正かつ適確に行うことができると認められる団体として経済産業大臣が指定するものが行うものについての代理

第四条第三項中「（著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第二条第一項第一号に規定する著作物をいう。）」を削る。

第八条第三号中「第十四条第一項第一号から第六号まで若しくは第七号（同法第十一条第一項に係る部分を除く。）」を「第二十一条第一項第一号から第九号まで若しくは第十一号（同法第十八条第一項に係る部分を除く。）若しくは第二項」に改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

ただし、附則第三条、第十三条及び第十四条の規定は、犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第 号）の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

（経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の不正競争防止法第二条第一項第三号の規定は、この法律の施行後にした同号に掲げる行為について適用し、この法律の施行前にした第一条の規定による改正前の不正競争防止法第二条第一項第三号に掲げる行為については、なお従前の例による。

第三条 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号。以下「組織的犯罪処罰法」という。）第九条第一項から第三項まで、第十条及び第十一条の規定は、この法律の施行前に財産上の不正な利益を得る目的で犯した第一条の規定による改正前の不正競争防止法第十四条第一

項第一号から第六号の二まで若しくは第七号（同法第十一条第一項に係る部分を除く。））、第二条の規定による改正前の特許法第二百条の二第一項、第三条の規定による改正前の実用新案法第六十条の二第一項、第四条の規定による改正前の意匠法第七十三条の二第一項、第五条の規定による改正前の商標法第八十条の二第一項、第六条の規定による改正前の著作権法第二百二十二条の二又は附則第六条の規定による改正前の特許法等の一部を改正する法律（平成五年法律第二十六号）附則第四条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第三条の規定による改正前の実用新案法（附則第六条において「平成五年旧実用新案法」という。）第六十条の二第一項に掲げる罪の犯罪行為（日本国外でした行為であつて、当該行為が日本国内において行われたとしたならばこれらの罪に当たり、かつ、当該行為地の法令により罪に当たるものを含む。）により生じ、若しくは当該犯罪行為により得た財産又は当該犯罪行為の報酬として得た財産に関してこの法律の施行後にした行為に対しても、適用する。この場合において、これらの財産は、組織的犯罪処罰法第二条第二項第一号の犯罪収益とみなす。

第四条 犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律の施行の日がこの法律の施行の日後である場合におけるこの法律の施行の日から犯罪の国際化及び組織化並

びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律の施行の日の前日までの間の組織的犯罪処罰法第二条第二項第三号の規定の適用については、同号中「第十一条第一項」とあるのは「第十八条第一項」と、「第十四条第一項第七号」とあるのは「第二十一条第一項第十号」とする。

（政令への委任）

第五条 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（平成五年旧実用新案法の一部改正）

第六条 平成五年旧実用新案法の一部を次のように改正する。

第六十条の二第一項中「三年」を「五年」に、「又は三百万円」を「若しくは五百万円」に、「処する」を「処し、又はこれを併科する」に改め、同条に次の一項を加える。

3 第一項の罪は、日本国外において同項の罪を犯した者にも適用する。

第六十一条第一項第三号を同項第四号とし、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号中「又は前条第一項」を削り、同号を同項第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一 前条第一項 一億五千万円以下の罰金刑

（不正競争防止法の一部を改正する法律の一部改正）

第七条 不正競争防止法の一部を改正する法律（平成十五年法律第四十六号）の一部を次のように改正する。

附則第二条中「第六条の三」を「第九条」に改める。

（裁判所法等の一部を改正する法律の一部改正）

第八条 裁判所法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第二百十号）の一部を次のように改正する。

附則第三条第四号中「第六条の四から第六条の六まで」を「第十条から第十二条まで」に改める。

（民事訴訟費用等に関する法律の一部改正）

第九条 民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一七の項水中「第六条の四第一項若しくは第六条の五第一項」を「第十条第一項若しくは第

十一条第一項」に改める。

（商標法の一部を改正する法律の一部改正）

第十条 商標法の一部を改正する法律（平成三年法律第六十五号）の一部を次のように改正する。

附則第十一条を次のように改める。

第十一条 削除

（商標法等の一部を改正する法律の一部改正）

第十一条 商標法等の一部を改正する法律（平成八年法律第六十八号）の一部を次のように改正する。

附則第五条第三項中「、第十条第一項及び第十一条第一項」を「及び第十条第一項」に改める。

（民事訴訟法の一部改正）

第十二条 民事訴訟法（平成八年法律第九号）の一部を次のように改正する。

第九十二条第一項第二号中「第二条第四項」を「第二条第六項」に改める。

（組織的犯罪処罰法の一部改正）

第十三条 組織的犯罪処罰法の一部を次のように改正する。

第二条第二項第三号ロを次のように改める。

ロ 不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）第二十一条第一項第十一号（外国公務員等に対する不正の利益の供与等）の罪（同法第十八条第一項の違反行為に係るものに限る。）

別表第二第十九号を次のように改める。

十九 削除

（犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律の一部改正）

第十四条 犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

附則第四条中「、別表第一第四号」を「又は別表第一第四号」に改め、「又は別表第二第十九号」を削る。

理 由

我が国産業の国際競争力の強化を図ることの必要性の増大等にかんがみ、知的財産の保護を強化するため、日本国外における営業秘密の不正な使用及び開示等に係る処罰規定並びに他人の商品の形態を模倣する行為等に係る処罰規定を整備するとともに、不正競争を行った者等に対する罰則を強化し、あわせて知的財産に係る裁判外紛争解決手続における弁理士の役割を拡充する等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

不正競争防止法等の一部を改正する法律案 新旧対照条文 (傍線部分は改正部分)

(新旧対照条文一覧)

○ 不正競争防止法(平成五年法律第四十七号)(第一条関係)	1
○ 特許法(昭和三十四年法律第二十一号)(第二条関係)	9
○ 実用新案法(昭和三十四年法律第二百二十三号)(第三条関係)	11
○ 意匠法(昭和三十四年法律第二百二十五号)(第四条関係)	12
○ 商標法(昭和三十四年法律第二百二十七号)(第五条関係)	14
○ 著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)(第六条関係)	16
○ 弁理士法(平成十二年法律第四十九号)(第七条関係)	18
○ 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第三百三十六号)の読替規定(附則第四条関係)	20
○ 平成五年旧実用新案法(昭和三十四年法律第二百二十三号)(附則第六条関係)	21
○ 不正競争防止法の一部を改正する法律(平成十五年法律第四十六号)(附則第七条関係)	22
○ 裁判所法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第二百十号)(附則第八条関係)	23
○ 民事訴訟費用等に関する法律(昭和四十六年法律第四十号)(附則第九条関係)	24
○ 商標法の一部を改正する法律(平成三年法律第六十五号)(附則第十条関係)	27
○ 商標法等の一部を改正する法律(平成八年法律第六十八号)(附則第十一条関係)	31
○ 民事訴訟法(平成八年法律第九号)(附則第十二条関係)	32
○ 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第三百三十六号)(附則第十三条関係)	33
○ 犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律	
(平成十七年法律第 号)(附則第十四条関係)	34

改正案	現行
(定義) 第二条 この法律において「不正競争」とは、次に掲げるものをいう。 一・二 (略) 三 他人の商品の形態（当該商品の機能を確保するために不可欠な形態を除く。）を模倣した商品を譲渡し、貸し渡し、譲渡若しくは貸渡しのために展示し、輸出し、又は輸入する行為 四〇十五 (略) 2・3 (略) 4 この法律において「商品の形態」とは、需要者が通常の用法に従った使用に際して知覚によつて認識することができる商品の外部及び内部の形状並びにその形状に結合した模様、色彩、光沢及び質感をいう。 5 この法律において「模倣する」とは、他人の商品の形態に依拠して、これと実質的に同一の形態の商品を作り出すことをいう。 6〇10 (略) (損害賠償) 第四条 故意又は過失により不正競争を行つて他人の営業上の利益を侵害した者は、これによつて生じた損害を賠償する責めに	(定義) 第二条 この法律において「不正競争」とは、次に掲げるものをいう。 一・二 (略) 三 他人の商品（最初に販売された日から起算して三年を経過したものを除く。）の形態（当該他人の商品と同種の商品（同種の商品がない場合にあつては、当該他人の商品とその機能及び効用が同一又は類似の商品）が通常有する形態を除く。）を模倣した商品を譲渡し、貸し渡し、譲渡若しくは貸渡しのために展示し、輸出し、若しくは輸入する行為 四〇十五 (略) 2・3 (略) 4〇8 (略) (損害賠償) 第四条 故意又は過失により不正競争を行つて他人の営業上の利益を侵害した者は、これによつて生じた損害を賠償する責めに

任ずる。ただし、第十五条の規定により同条に規定する権利が消滅した後にその営業秘密を使用する行為によって生じた損害については、この限りでない。

第六条 (略)

第七条 (略)

第八条 (略)

第九条 (略)

(秘密保持命令)

第十条 裁判所は、不正競争による営業上の利益の侵害に係る訴訟において、その当事者が保有する営業秘密について、次に掲げる事由のいずれにも該当することにつき疎明があつた場合には、当事者の申立てにより、決定で、当事者等、訴訟代理人又は補佐人に対し、当該営業秘密を当該訴訟の追行の目的以外の目的で使用し、又は当該営業秘密に係るこの項の規定による命令を受けた者以外の者に開示してはならない旨を命ずることができる。ただし、その申立ての時までに当事者等、訴訟代理人又は補佐人が第一号に規定する準備書面の閲読又は同号に規定する証拠の取調べ若しくは開示以外の方法により当該営業秘密を取得し、又は保有していた場合は、この限りでない。

一 既に提出され若しくは提出されるべき準備書面に当事者の保有する営業秘密が記載され、又は既に取り調べられ若しくは取り調べられるべき証拠(第七条第三項の規定により開示された書類又は第十三条第四項の規定により開示された書面

任ずる。ただし、第八条の規定により同条に規定する権利が消滅した後にその営業秘密を使用する行為によって生じた損害については、この限りでない。

第五条の二 (略)

第六条 (略)

第六条の二 (略)

第六条の三 (略)

(秘密保持命令)

第六条の四 裁判所は、不正競争による営業上の利益の侵害に係る訴訟において、その当事者が保有する営業秘密について、次に掲げる事由のいずれにも該当することにつき疎明があつた場合には、当事者の申立てにより、決定で、当事者等、訴訟代理人又は補佐人に対し、当該営業秘密を当該訴訟の追行の目的以外の目的で使用し、又は当該営業秘密に係るこの項の規定による命令を受けた者以外の者に開示してはならない旨を命ずることができる。ただし、その申立ての時までに当事者等、訴訟代理人又は補佐人が第一号に規定する準備書面の閲読又は同号に規定する証拠の取調べ若しくは開示以外の方法により当該営業秘密を取得し、又は保有していた場合は、この限りでない。

一 既に提出され若しくは提出されるべき準備書面に当事者の保有する営業秘密が記載され、又は既に取り調べられ若しくは取り調べられるべき証拠(第六条第三項の規定により開示された書類又は第六条の七第四項の規定により開示された書

を含む。)の内容に当事者の保有する営業秘密が含まれること。

二 (略)

2 } 5 (略)

第十一条 (略)

第十二条 (略)

第十三条 (略)

第十四条 (略)

第十五条 (略)

第十六条 (略)

第十七条 (略)

第十八条 (略)

(適用除外等)

第十九条 第三条から第十五条まで、第二十一条(第一項第十一号に係る部分を除く。)及び第二十二條の規定は、次の各号に掲げる不正競争の区分に応じて当該各号に定める行為については、適用しない。

一 四 (略)

五 第二条第一項第三号に掲げる不正競争 次のいずれかに掲

面を含む。)の内容に当事者の保有する営業秘密が含まれること。

二 (略)

2 } 5 (略)

第六条の五 (略)

第六条の六 (略)

第六条の七 (略)

第七条 (略)

第八条 (略)

第九条 (略)

第十条 (略)

第十一条 (略)

(適用除外等)

第十二条 第三条から第八条まで、第十四条(第一項第七号に係る部分を除く。)及び第十五条の規定は、次の各号に掲げる不正競争の区分に応じて当該各号に定める行為については、適用しない。

一 四 (略)

げる行為

イ 日本国内において最初に販売された日から起算して三年を経過した商品について、その商品の形態を模倣した商品を譲渡し、貸し渡し、譲渡若しくは貸渡しのために展示し、輸出し、又は輸入する行為

ロ 他人の商品の形態を模倣した商品を譲り受けた者（その譲り受けた時にその商品が他人の商品の形態を模倣した商品であることを知らず、かつ、知らないことにつき重大な過失がない者に限る。）がその商品を譲渡し、貸し渡し、譲渡若しくは貸渡しのために展示し、輸出し、又は輸入する行為

六・七 (略)

2 (略)

第二十条 (略)

(罰則)

第二十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 (略)

二 他人の著名な商品等表示に係る信用若しくは名声を利用して不正の利益を得る目的で、又は当該信用若しくは名声を害する目的で第二条第一項第二号に掲げる不正競争を行った者

三 商品若しくは役務若しくはその広告若しくは取引に用いる書類若しくは通信にその商品の原産地、品質、内容、製造方法、用途若しくは数量又はその役務の質、内容、用途若しくは数量について誤認させるような虚偽の表示をした者（第一号に掲げる者を除く。）

五 第二条第一項第三号に掲げる不正競争 同号に規定する他人の商品の形態を模倣した商品を譲り受けた者（その譲り受けた時にその商品が他人の商品の形態を模倣した商品であることを知らず、かつ、知らないことにつき重大な過失がない者に限る。）がその商品を譲渡し、貸し渡し、譲渡若しくは貸渡しのために展示し、輸出し、若しくは輸入する行為

六・七 (略)

2 (略)

第十三条 (略)

(罰則)

第十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

一 (略)

二 商品若しくは役務若しくはその広告若しくは取引に用いる書類若しくは通信にその商品の原産地、品質、内容、製造方法、用途若しくは数量又はその役務の質、内容、用途若しくは数量について誤認させるような虚偽の表示をした者（前号に掲げる者を除く。）

四六 (略)

七 営業秘密を保有者から示されたその役員（理事、取締役、執行役、業務を執行する無限責任社員、監事若しくは監査役又はこれらに準ずる者をいう。次号において同じ。）又は従業員であつて、不正の競争の目的で、その営業秘密の管理に係る任務に背き、その営業秘密を使用し、又は開示した者（前号に掲げる者を除く。）

八 営業秘密を保有者から示されたその役員又は従業員であつた者であつて、不正の競争の目的で、その在職中に、その営業秘密の管理に係る任務に背いてその営業秘密の開示の申込みをし、又はその営業秘密の使用若しくは開示について請託を受けて、その営業秘密をその職を退いた後に使用し、又は開示した者（第六号に掲げる者を除く。）

九 不正の競争の目的で、第四号又は第六号から前号までの罪に当たる開示によつて営業秘密を取得して、その営業秘密を使用し、又は開示した者

十 (略)

十一 第十六条、第十七条又は第十八条第一項の規定に違反した者

十二 不正の利益を得る目的で第二条第一項第三号に掲げる不正競争を行った者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

十三 第一項第四号から第十号までの罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

十四 第一項第四号又は第六号から第九号までの罪は、詐欺等行為若しくは管理侵害行為があつた時又は保有者から示された時に日本国内において管理されていた営業秘密について、日本国外においてこれらの罪を犯した者にも適用する。

三五 (略)

六 営業秘密を保有者から示されたその役員（理事、取締役、執行役、業務を執行する無限責任社員、監事若しくは監査役又はこれらに準ずる者をいう。）又は従業員であつて、不正の競争の目的で、その営業秘密の管理に係る任務に背き、その営業秘密を使用し、又は開示した者（前号に掲げる者を除く。）

六二 (略)

七 第九条、第十条又は第十一条第一項の規定に違反した者

八 前項第三号から第六号の二までの罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない

5 第一項第十号の罪は、日本国外において同号の罪を犯した者にも適用する。

6 第一項第十一号（第十八条第一項に係る部分に限る。）の罪は、刑法（明治四十年法律第四十五号）第三条の例に従う。

7 第一項及び第二項の規定は、刑法その他の罰則の適用を妨げない。

第二十二條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して本条の罰金刑を科する。

一 前条第一項第一号から第三号まで又は第十一号 三億円以下の罰金刑

二 前条第一項第四号、第五号、第九号又は第十号 一億五千万円以下の罰金刑

三 前条第二項 一億円以下の罰金刑

2 前項の場合において、当該行為者に対してした前条第一項第四号、第五号、第九号及び第十号の罪に係る同条第三項の告訴は、その法人又は人に対しても効力を生じ、その法人又は人に対してした告訴は、当該行為者に対しても効力を生ずるものとする。

附則

第三条 新法第三条、第四条本文及び第五条の規定は、この法律の施行前に開始した次に掲げる行為を継続する行為については、適用しない。

一 （略）

3 第一項第七号（第十一条第一項に係る部分に限る。）の罪は、刑法（明治四十年法律第四十五号）第三条の例に従う。

4 第一項の規定は、刑法その他の罰則の適用を妨げない。

第十五條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して本条の罰金刑を科する。

一 前条第一項第一号、第二号又は第七号 三億円以下の罰金刑

二 前条第一項第六号の二 一億円以下の罰金刑

2 前項の場合において、当該行為者に対してした前条第一項第六号の二の罪に係る同条第二項の告訴は、その法人又は人に対しても効力を生じ、その法人又は人に対してした告訴は、当該行為者に対しても効力を生ずるものとする。

附則

第三条 新法第三条、第四条本文及び第五条の規定は、この法律の施行前に開始した次に掲げる行為を継続する行為については、適用しない。

一 （略）

二 (略)

第四条 新法第三条から第五条まで、第十四条及び第十五条の規定は、平成三年六月十五日前に行われた新法第二条第一項第四号に規定する不正取得行為又は同項第八号に規定する不正開示行為に係る同項第四号から第六号まで、第八号又は第九号に掲げる不正競争であつて同日以後に行われるもの(次の各号に掲げる行為に該当するものを除く。)及び同日前に開始した同項第七号に規定する営業秘密を使用する行為を継続する行為については、適用しない。

一・二 (略)

第五条 新法第七条の規定は、この法律の施行後に提起された訴えについて適用し、この法律の施行前に提起された訴えについては、なお従前の例による。

第六条 新法第十四条の規定は、この法律の施行前に開始した新法第二条第一項第二号又は第十三号に掲げる行為に該当するもの(同項第一号に掲げる行為に該当するものを除く。)を継続する行為については、適用しない。

第七条 この法律の施行の際現に旧法第四条第一項から第三項まで又は第四条ノ二に規定する許可を受けている者は、それぞれ、新法第十六条第一項ただし書、第二項ただし書若しくは第三項ただし書又は第十七条ただし書に規定する許可を受けた者とみなす。

二 新法第二条第一項第三号に掲げる行為に該当するもの
三 (略)

第四条 新法第三条から第五条まで、第七条及び第八条の規定は、平成三年六月十五日前に行われた新法第二条第一項第四号に規定する不正取得行為又は同項第八号に規定する不正開示行為に係る同項第四号から第六号まで、第八号又は第九号に掲げる不正競争であつて同日以後に行われるもの(次の各号に掲げる行為に該当するものを除く。)及び同日前に開始した同項第七号に規定する営業秘密を使用する行為を継続する行為については、適用しない。

一・二 (略)

第五条 新法第六条の規定は、この法律の施行後に提起された訴えについて適用し、この法律の施行前に提起された訴えについては、なお従前の例による。

第六条 新法第七条の規定は、この法律の施行前に開始した新法第二条第一項第二号、第三号又は第十三号に掲げる行為に該当するもの(同項第一号に掲げる行為に該当するものを除く。)を継続する行為については、適用しない。

第七条 この法律の施行の際現に旧法第四条第一項から第三項まで又は第四条ノ二に規定する許可を受けている者は、それぞれ、新法第九条第一項ただし書、第二項ただし書若しくは第三項ただし書又は第十条ただし書に規定する許可を受けた者とみなす。

第八条 新法第十六条の規定は、この法律の施行の際現に旧法第四条第四項に規定する許可を受けている者については、適用しない。

第九条 新法第十七条の規定は、この法律の施行前に開始した同条に規定する国際機関類似標章（旧法第四条ノ二に規定する政府間国際機関ノ紋章、旗章其ノ他ノ徽章、略称又八名称ニシテ主務大臣ノ指定スルモノト同一又八類似ノモノを除く。以下「民間国際機関類似標章」という。）を商標として使用し、又は民間国際機関類似標章を商標として使用した商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、若しくは電気通信回線を通じて提供し、若しくは民間国際機関類似標章を商標として使用して役務を提供する行為に該当するものを継続する行為については、適用しない。

第十条 新法第二十一条（第一項第十一号に係る部分を除く。）及び第二十二條の規定は、この法律の施行前に開始した附則第三条第二号に掲げる行為に該当するものを継続する行為については、適用しない。

第八条 新法第九条の規定は、この法律の施行の際現に旧法第四条第四項に規定する許可を受けている者については、適用しない。

第九条 新法第十条の規定は、この法律の施行前に開始した同条に規定する国際機関類似標章（旧法第四条ノ二に規定する政府間国際機関ノ紋章、旗章其ノ他ノ徽章、略称又八名称ニシテ主務大臣ノ指定スルモノト同一又八類似ノモノを除く。以下「民間国際機関類似標章」という。）を商標として使用し、又は民間国際機関類似標章を商標として使用した商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、若しくは電気通信回線を通じて提供し、若しくは民間国際機関類似標章を商標として使用して役務を提供する行為に該当するものを継続する行為については、適用しない。

第十条 新法第十四条（第一項第七号に係る部分を除く。）及び第十五條の規定は、この法律の施行前に開始した附則第三条第三号に掲げる行為に該当するものを継続する行為については、適用しない。

改正案	現行
（秘密保持命令） 第百五条の四 裁判所は、特許権又は専用実施権の侵害に係る訴訟において、その当事者が保有する営業秘密（不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）第二条第六項に規定する営業秘密をいう。以下同じ。）について、次に掲げる事由のいずれにも該当することにつき疎明があつた場合には、当事者の申立てにより、決定で、当事者等、訴訟代理人又は補佐人に対し、当該営業秘密を当該訴訟の追行の目的以外の目的で使用し、又は当該営業秘密に係るこの項の規定による命令を受けた者以外の者に開示してはならない旨を命ずることができる。ただし、その申立ての時までに当事者等、訴訟代理人又は補佐人が第一号に規定する準備書面の閲読又は同号に規定する証拠の取調べ若しくは開示以外の方法により当該営業秘密を取得し、又は保有していた場合は、この限りでない。 一・二（略） 2、5（略） （秘密保持命令違反の罪） 第百二条の二 秘密保持命令に違反した者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 2（略） 3 第一項の罪は、日本国外において同項の罪を犯した者にも適用する。	（秘密保持命令） 第百五条の四 裁判所は、特許権又は専用実施権の侵害に係る訴訟において、その当事者が保有する営業秘密（不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）第二条第四項に規定する営業秘密をいう。以下同じ。）について、次に掲げる事由のいずれにも該当することにつき疎明があつた場合には、当事者の申立てにより、決定で、当事者等、訴訟代理人又は補佐人に対し、当該営業秘密を当該訴訟の追行の目的以外の目的で使用し、又は当該営業秘密に係るこの項の規定による命令を受けた者以外の者に開示してはならない旨を命ずることができる。ただし、その申立ての時までに当事者等、訴訟代理人又は補佐人が第一号に規定する準備書面の閲読又は同号に規定する証拠の取調べ若しくは開示以外の方法により当該営業秘密を取得し、又は保有していた場合は、この限りでない。 一・二（略） 2、5（略） （秘密保持命令違反の罪） 第百二条の二 秘密保持命令に違反した者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。 2（略）

(両罰規定) 第二百一条 (略) 一 第百九十六条又は前条第一項 一億五千万円以下の罰金刑 二 第百九十七条又は第百九十八条 一億円以下の罰金刑	(両罰規定) 第二百一条 (略) 一 第百九十六条 一億五千万円以下の罰金刑 二 第百九十七条、第百九十八条又は前条第一項 一億円以下の罰金刑
2 (略)	2 (略)

。實用新案法（昭和三十四年法律第二百二十三号）（第三条關係）

改正案	現行
（秘密保持命令違反の罪） 第六十条の二 第三十条において準用する特許法第百五条の四第一項の規定による命令に違反した者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 2 （略） 3 第一項の罪は、日本国外において同項の罪を犯した者にも適用する。 （両罰規定） 第六十一条 （略） 一 前条第一項 一億五千万円以下の罰金刑 二 第五十六条 一億円以下の罰金刑 三 （略） 2 （略）	（秘密保持命令違反の罪） 第六十条の二 第三十条において準用する特許法第百五条の四第一項の規定による命令に違反した者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。 2 （略） （両罰規定） 第六十一条 （略） 一 第五十六条又は前条第一項 一億円以下の罰金刑 二 （略） 2 （略）

改正案	現行
（証明等の請求） 第六十三条 何人も、特許庁長官に対し、意匠登録に関し、証明、書類の謄本若しくは抄本の交付、書類、ひな形若しくは見本の閲覧若しくは謄写又は意匠原簿のうち磁気テープをもつて調製した部分に記録されている事項を記載した書類の交付を請求することができる。ただし、次に掲げる書類、ひな形又は見本については、特許庁長官が秘密を保持する必要があると認めるときは、この限りでない。 一―三（略） 四 意匠登録無効審判又はその審判の確定審決に対する再審に係る書類であつて、当事者又は参加人から当該当事者又は参加人の保有する営業秘密（不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）<u>第二条第六項に規定する営業秘密をいう。</u>）が記載された旨の申出があつたもの 五・六（略） 2・3（略） （秘密保持命令違反の罪） 第七十三条の二 第四十一条において準用する特許法第一百五條の四第一項の規定による命令に違反した者は、<u>五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</u> 2（略） 3 第一項の罪は、日本国外において同項の罪を犯した者にも適用する。	（証明等の請求） 第六十三条 何人も、特許庁長官に対し、意匠登録に関し、証明、書類の謄本若しくは抄本の交付、書類、ひな形若しくは見本の閲覧若しくは謄写又は意匠原簿のうち磁気テープをもつて調製した部分に記録されている事項を記載した書類の交付を請求することができる。ただし、次に掲げる書類、ひな形又は見本については、特許庁長官が秘密を保持する必要があると認めるときは、この限りでない。 一―三（略） 四 意匠登録無効審判又はその審判の確定審決に対する再審に係る書類であつて、当事者又は参加人から当該当事者又は参加人の保有する営業秘密（不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）<u>第二条第四項に規定する営業秘密をいう。</u>）が記載された旨の申出があつたもの 五・六（略） 2・3（略） （秘密保持命令違反の罪） 第七十三条の二 第四十一条において準用する特許法第一百五條の四第一項の規定による命令に違反した者は、<u>三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。</u> 2（略）

2 (略)	2 (略)
一 前条第一項 一億五千万円以下の罰金刑 二 第六十九条 一億円以下の罰金刑 三 (略)	一 第六十九条又は前条第一項 一億円以下の罰金刑 二 (略)
第七十四条 (略) (両罰規定)	第七十四条 (略) (両罰規定)

改正案	現行
（証明等の請求） 第七十二条 何人も、特許庁長官に対し、商標登録又は防護標章登録に関し、証明、書類の謄本若しくは抄本の交付、書類の閲覧若しくは謄写又は商標原簿のうち磁気テープをもつて調製した部分に記録されている事項を記載した書類の交付を請求することができる。ただし、次に掲げる書類については、特許庁長官が秘密を保持する必要があると認めるときは、この限りでない。 一 第四十六条第一項（第六十八条第四項において準用する場合を含む。）、第五十条第一項、第五十一条第一項、第五十二条の二第一項、第五十三条第一項若しくは第五十三条の二（第六十八条第四項において準用する場合を含む。）の審判又はこれらの審判の確定審決に対する再審に係る書類であつて、当事者又は参加人から当該当事者又は参加人の保有する営業秘密（不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）第二条第六項に規定する営業秘密をいう。）が記載された旨の申出があつたもの 二・三 （略） 2・3 （略） （秘密保持命令違反の罪） 第八十一条の二 第三十九条において準用する特許法第一百五条の四第一項の規定（第十三条の二第五項において準用する場合を含む。）による命令に違反した者は、五年以下の懲役若しくは	（証明等の請求） 第七十二条 何人も、特許庁長官に対し、商標登録又は防護標章登録に関し、証明、書類の謄本若しくは抄本の交付、書類の閲覧若しくは謄写又は商標原簿のうち磁気テープをもつて調製した部分に記録されている事項を記載した書類の交付を請求することができる。ただし、次に掲げる書類については、特許庁長官が秘密を保持する必要があると認めるときは、この限りでない。 一 第四十六条第一項（第六十八条第四項において準用する場合を含む。）、第五十条第一項、第五十一条第一項、第五十二条の二第一項、第五十三条第一項若しくは第五十三条の二（第六十八条第四項において準用する場合を含む。）の審判又はこれらの審判の確定審決に対する再審に係る書類であつて、当事者又は参加人から当該当事者又は参加人の保有する営業秘密（不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）第二条第四項に規定する営業秘密をいう。）が記載された旨の申出があつたもの 二・三 （略） 2・3 （略） （秘密保持命令違反の罪） 第八十一条の二 第三十九条において準用する特許法第一百五条の四第一項の規定（第十三条の二第五項において準用する場合を含む。）による命令に違反した者は、三年以下の懲役又は三百

五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。	万円以下の罰金に処する。
2 (略)	2 (略)
3 第一項の罪は、日本国外において同項の罪を犯した者にも適用する。	
(両罰規定) 第八十二条 (略)	(両罰規定) 第八十二条 (略)
一 第七十八条又は前条第一項 一億五千万円以下の罰金刑 二 第七十九条又は第八十条 一億円以下の罰金刑	一 第七十八条 一億五千万円以下の罰金刑 二 第七十九条、第八十条又は前条第一項 一億円以下の罰金刑
2 (略)	2 (略)

改 正 案	現 行
（秘密保持命令） 第百十四条の六 裁判所は、著作者人格権、著作権、出版権、実演家人格権又は著作隣接権の侵害に係る訴訟において、その当事者が保有する営業秘密（不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）第二条第六項に規定する営業秘密をいう。以下同じ。）について、次に掲げる事由のいずれにも該当することにつき疎明があつた場合には、当事者の申立てにより、決定で、当事者等、訴訟代理人又は補佐人に対し、当該営業秘密を当該訴訟の追行の目的以外の目的で使用し、又は当該営業秘密に係るこの項の規定による命令を受けた者以外の者に開示してはならない旨を命ずることができる。ただし、その申立ての時までに当事者等、訴訟代理人又は補佐人が第一号に規定する準備書面の閲読又は同号に規定する証拠の取調べ若しくは開示以外の方法により当該営業秘密を取得し、又は保有していた場合は、この限りでない。 一・二 （略） 2 5 （略） 第百二十二条の二 秘密保持命令に違反した者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 2 前項の罪は、国外において同項の罪を犯した者にも適用する。 第百二十三条 第百十九条、第百二十条の二第三号及び第四号、	（秘密保持命令） 第百十四条の六 裁判所は、著作者人格権、著作権、出版権、実演家人格権又は著作隣接権の侵害に係る訴訟において、その当事者が保有する営業秘密（不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）第二条第四項に規定する営業秘密をいう。以下同じ。）について、次に掲げる事由のいずれにも該当することにつき疎明があつた場合には、当事者の申立てにより、決定で、当事者等、訴訟代理人又は補佐人に対し、当該営業秘密を当該訴訟の追行の目的以外の目的で使用し、又は当該営業秘密に係るこの項の規定による命令を受けた者以外の者に開示してはならない旨を命ずることができる。ただし、その申立ての時までに当事者等、訴訟代理人又は補佐人が第一号に規定する準備書面の閲読又は同号に規定する証拠の取調べ若しくは開示以外の方法により当該営業秘密を取得し、又は保有していた場合は、この限りでない。 一・二 （略） 2 5 （略） 第百二十二条の二 秘密保持命令に違反した者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。 第百二十三条 第百十九条、第百二十条の二第三号及び第四号、

第二百十一條の二並びに前條第一項の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。 2 (略)	第二百十一條の二並びに前條の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。 2 (略)
第二百二十四條 (略) 一 第一百十九條第一号(著作者人格權又は実演家人格權に係る部分を除く。)又は第二百十二條の二第一項 一億五千万円以下の罰金刑 二 (略) 2・3 (略)	第二百二十四條 (略) 一 第一百十九條第一号(著作者人格權又は実演家人格權に係る部分を除く。) 一億五千万円以下の罰金刑 二 第二百十二條の二 一億円以下の罰金刑 三 (略) 2・3 (略)

改 正 案	現 行
（業務） 第四条（略） 2 弁理士は、前項に規定する業務のほか、他人の求めに応じ、次に掲げる事務を行うことを業とすることができる 一（略） 二 特許、実用新案、意匠、商標、回路配置若しくは特定不正競争に関する事件又は著作物（著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第二条第一項第一号に規定する著作物をいう。以下同じ。）に関する権利に関する事件の裁判外紛争解決手続（裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第五十一号）第一条に規定する裁判外紛争解決手続をいう。以下この号において同じ。）であつて、これらの事件の裁判外紛争解決手続の業務を公正かつ適確に行うことができる）と認められる団体として経済産業大臣が指定するものが行うものについての代理 3 弁理士は、前二項に規定する業務のほか、弁理士の名称を用いて、他人の求めに応じ、特許、実用新案、意匠、商標、回路配置若しくは著作物に関する権利若しくは技術上の秘密の売買契約、通常実施権の許諾に関する契約その他の契約の代理若しくは媒介を行い、又はこれらに関する相談に応ずることを業とすることができる。ただし、他の法律においてその業務を行うことが制限されている事項については、この限りでない。	（業務） 第四条（略） 2 弁理士は、前項に規定する業務のほか、他人の求めに応じ、次に掲げる事務を行うことを業とすることができる 一（略） 二 特許、実用新案、意匠、商標、回路配置又は特定不正競争に関する仲裁事件の手続（これらの事件の仲裁の業務を公正かつ適確に行うことができる）と認められる団体として経済産業大臣が指定するものが行う仲裁の手続（当該手続に伴う和解の手続を含む。）に限る。）についての代理 3 弁理士は、前二項に規定する業務のほか、弁理士の名称を用いて、他人の求めに応じ、特許、実用新案、意匠、商標、回路配置若しくは著作物（著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第二条第一項第一号に規定する著作物をいう。）に関する権利若しくは技術上の秘密の売買契約、通常実施権の許諾に関する契約その他の契約の代理若しくは媒介を行い、又はこれらに関する相談に応ずることを業とすることができる。ただし、他の法律においてその業務を行うことが制限されている事項については、この限りでない。

(欠格事由)

第八条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条の規定にかかわらず、弁理士となる資格を有しない。

一・二 (略)

三 前二号に該当する者を除くほか、関税法(昭和二十九年法律第六十一号)第百九条第二項(関税定率法第二十一条第一項第五号に係る部分に限る。以下この号において同じ。)若しくは第三項(関税法第百九条第二項に係る部分に限る。)若しくは第百十二条第一項(関税法第百九条第二項に係る部分に限る。)の罪、著作権法第百十九条から第百二十二条までの罪、半導体集積回路の回路配置に関する法律第五十一条第一項若しくは第五十二条の罪又は不正競争防止法第二十一条第一項第一号から第九号まで若しくは第十一号(同法第十八条第一項に係る部分を除く。)若しくは第二項の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない者

四 十 (略)

(欠格事由)

第八条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条の規定にかかわらず、弁理士となる資格を有しない。

一・二 (略)

三 前二号に該当する者を除くほか、関税法(昭和二十九年法律第六十一号)第百九条第二項(関税定率法第二十一条第一項第五号に係る部分に限る。以下この号において同じ。)若しくは第三項(関税法第百九条第二項に係る部分に限る。)若しくは第百十二条第一項(関税法第百九条第二項に係る部分に限る。)の罪、著作権法第百十九条から第百二十二条までの罪、半導体集積回路の回路配置に関する法律第五十一条第一項若しくは第五十二条の罪又は不正競争防止法第十四条第一項第一号から第六号まで若しくは第七号(同法第十一条第一項に係る部分を除く。)の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない者

四 十 (略)

○組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号）の読替規定（附則第四条関係）

改正案	現行
（定義） 第二条（略） 2 この法律において「犯罪収益」とは、次に掲げる財産をいう。 一・二（略） 三 不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）第十八条第一項の違反行為に係る同法第二十一条第一項第十一号（外国公務員等に対する不正の利益の供与等）の罪の犯罪行為（日本国外でした行為であつて、当該行為が日本国内において行われたとしたならば、当該罪に当たり、かつ、当該行為地の法令により罪に当たるものを含む。）により供与された財産 四（略） 3 7（略）	（定義） 第二条（略） 2 この法律において「犯罪収益」とは、次に掲げる財産をいう。 一・二（略） 三 不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）第十一条第一項の違反行為に係る同法第十四条第一項第七号（外国公務員等に対する不正の利益の供与等）の罪の犯罪行為（日本国外でした行為であつて、当該行為が日本国内において行われたとしたならば、当該罪に当たり、かつ、当該行為地の法令により罪に当たるものを含む。）により供与された財産 四（略） 3 7（略）

○平成五年旧実用新案法（昭和三十四年法律第二百二十三号）（附則第六条関係）

改正案	現行
（秘密保持命令違反の罪） 第六十条の二 第十三条の三第四項（第四十八条の十三第二項において準用する場合を含む。）及び第三十条においてそれぞれ準用する平成十六年改正特許法第百五条の四第一項の規定による命令に違反した者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 2 （略） 3 第一項の罪は、日本国外において同項の罪を犯した者にも適用する。 （両罰規定） 第六十一条 （略） 一 前条第一項 一億五千万円以下の罰金刑 二 第五十六条第一項 一億円以下の罰金刑 三・四 （略） 2 （略）	（秘密保持命令違反の罪） 第六十条の二 第十三条の三第四項（第四十八条の十三第二項において準用する場合を含む。）及び第三十条においてそれぞれ準用する平成十六年改正特許法第百五条の四第一項の規定による命令に違反した者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。 2 （略） （両罰規定） 第六十一条 （略） 一 第五十六条第一項又は前条第一項 一億円以下の罰金刑 二・三 （略） 2 （略）

。不正競争防止法の一部を改正する法律（平成十五年法律第四十六号）（附則第七条関係）

改 正 案	現 行
附 則 （経過措置） 第二条 この法律による改正後の不正競争防止法第九条の規定は、この法律の施行前に、第二審である高等裁判所又は地方裁判所における口頭弁論が終結した事件及び簡易裁判所の判決又は地方裁判所が第一審としてした判決に対して上告をする権利を留保して控訴をしない旨の合意をした事件については、適用しない。	附 則 （経過措置） 第二条 この法律による改正後の不正競争防止法第六条の三の規定は、この法律の施行前に、第二審である高等裁判所又は地方裁判所における口頭弁論が終結した事件及び簡易裁判所の判決又は地方裁判所が第一審としてした判決に対して上告をする権利を留保して控訴をしない旨の合意をした事件については、適用しない。

○裁判所法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第二百十号）（附則第八条関係）

改 正 案	現 行
附 則 （特許法等の一部改正に伴う経過措置） 第三条 次に掲げる規定は、この法律の施行前に、訴訟の完結した事件、第二審である高等裁判所又は地方裁判所における口頭弁論が終結した事件及び簡易裁判所の判決又は地方裁判所が第一審としてした判決に対して上告をする権利を留保して控訴をしない旨の合意をした事件については、適用しない。 一～三 （略） 四 第八条の規定による改正後の不正競争防止法第十条から第十二条までの規定	附 則 （特許法等の一部改正に伴う経過措置） 第三条 次に掲げる規定は、この法律の施行前に、訴訟の完結した事件、第二審である高等裁判所又は地方裁判所における口頭弁論が終結した事件及び簡易裁判所の判決又は地方裁判所が第一審としてした判決に対して上告をする権利を留保して控訴をしない旨の合意をした事件については、適用しない。 一～三 （略） 四 第八条の規定による改正後の不正競争防止法第六条の四から第六条の六までの規定

○ 民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）（附則第九条関係）

改正案		現行	
別表第一（第三条、第四条関係）		別表第一（第三条、第四条関係）	
項	上欄	項	上欄
一〇一六（略）		一〇一六（略）	
	下欄		下欄
一七〇二（略）	ホ 破産法第三百六十六条ノ二第一項の規定による免責の申立て若しくは同法第三百六十七条第一項の規定による復権の申立て、民事再生法第四百十八条第一項の規定による担保権消滅の許可の申立て、行政事件訴訟法の規定による執行停止決定の取消しの申立て、労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）第二十七条第八項の規定による申立て、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十六条第	一七〇二（略）	ホ 破産法第三百六十六条ノ二第一項の規定による免責の申立て若しくは同法第三百六十七条第一項の規定による復権の申立て、民事再生法第四百十八条第一項の規定による担保権消滅の許可の申立て、行政事件訴訟法の規定による執行停止決定の取消しの申立て、労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）第二十七条第八項の規定による申立て、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十六条第

三項若しくは第十七条第一項の規定による申立て、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律第七条第一項若しくは第二項の規定による民事執行の手続の停止若しくは続行を命ずる裁判を求める申立て、家事審判法第十五条の六の規定による申立て、人事訴訟法（平成十五年法律第百九号）第三十九条第一項の規定による申立て、特許法（昭和三十四年法律第百二十一号）第百五条の四第一項若しくは第百五条の五第一項の規定による申立て、著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第百十四条の六第一項若しくは第百十四条の七第一項の規定による申立て又は不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）第十条第一項若しくは第十一条第一項の規定による申立て

三項若しくは第十七条第一項の規定による申立て、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律第七条第一項若しくは第二項の規定による民事執行の手続の停止若しくは続行を命ずる裁判を求める申立て、家事審判法第十五条の六の規定による申立て、人事訴訟法（平成十五年法律第百九号）第三十九条第一項の規定による申立て、特許法（昭和三十四年法律第百二十一号）第百五条の四第一項若しくは第百五条の五第一項の規定による申立て、著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第百十四条の六第一項若しくは第百十四条の七第一項の規定による申立て又は不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）第六条の四第一項若しくは第六条の五第一項の規定による申立て

(略)	一八・一九 (略)	へ・ト (略)

(略)	一八・一九 (略)	へ・ト (略)

○商標法の一部を改正する法律（平成三年法律第六十五号）（附則第十条関係）

改 正 案	現 行
附 則 第十一条 削除	附 則 （不正競争防止法の適用） 第十一条 附則第九条に規定する二以上の登録商標がある場合において、それらの登録商標に係る商標権者、専用使用権者又は通常使用権者の指定役務についての登録商標の使用については、不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）第二条第一項第一号、第三条、第四条本文、第五条第一項、第二項、第三項（第一号に係る部分に限る。）及び第四項、第五条の二から第六条の三まで、第七条、第十二条第一項（第一号から第三号までに係る部分に限る。）及び第二項、第十四条（第一号に係る部分に限る。）並びに第十五条の規定を適用する。この場合において、同法第二条第一項第一号中「他人の商品等表示（人の業務に係る氏名、商号、商標、標章、商品の容器若しくは包装その他の商品又は営業を表示するものをいう。以下同じ。）」とあるのは「他の登録商標（商標法の一部を改正する法律（平成三年法律第六十五号）附則第九条に規定する二以上の登録商標のうちその登録商標以外の登録商標をいう。以下同じ。）」と、「商品等表示を使用し、又はその商品等表示を使用した商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、若しくは電気通信回線を通じて提供して、他人の商品又は」とあるのは「登録商標を使用して他の登録商標に係る商標権者又は専用使用権者の」と、同法第三条第一項中「不正競争」とあるのは「不正競争（前条第一項第一号に掲げる不正競争をいう。次項、次条、第五条第二項、第五条の二、

第六条第一項及び第三項並びに第六条の二から第七条までにおいて同じ。）」と、同条及び同法第十二条第二項中、「侵害されるおそれがある者」とあるのは「侵害されるおそれがある他の登録商標に係る商標権者又は専用使用権者」と、同法第四条及び第七条中、「他人の」とあるのは「他の登録商標に係る商標権者又は専用使用権者の」と、同法第五条第一項から第三項までの規定中、「侵害された者」とあるのは「侵害された他の登録商標に係る商標権者又は専用使用権者」と、同法第十二条第一項第一号中「第九号までに掲げるものにあつては、技術上の秘密（秘密として管理されている生産方法その他の事業活動に有用な技術上の情報であつて公然と知られていないものをいう。）に関するものに限る。」とあるのは「第二条第一項第一号に掲げる不正競争」と、「当該物に係る販売その他の行為を行う能力」とあるのは「使用の能力」と、同条第三項中「第二条第一項第一号から第九号まで、第十二号又は第十五号」とあり、同項第一号中「第二条第一項第一号又は第二号」とあり、同法第十二条第一項第一号中「第二条第一項第一号、第二号、第十三号及び第十五号」とあり、同項第二号中「第二条第一項第一号、第二号及び第十五号」とあり、及び同法第十四条第一号中「第二条第一項第一号又は第十三号」とあるのは「第二条第一項第一号」と、同法第五条第三項第一号中「商品等表示」とあるのは「他の登録商標」と、同法第五条の二中「侵害されるおそれがあると主張する者」とあるのは「侵害されるおそれがあると主張する他の登録商標に係る商標権者又は専用使用権者」と、同法第七条中「害された者」とあるのは「害された他の登録商標に係る商標権者又は専用使用権者」と、同法第十二条第一項第一号中「商品若しくは営業の普通名称（ぶどうを

原料又は材料とする物の原産地の名称であつて、普通名称となつたものを除く。）若しくは同一若しくは類似の商品若しくは営業について慣用されている商品等表示（以下「普通名称等」と総称する。）とあるのは「営業の普通名称又は同一若しくは類似の営業について慣用されている登録商標」と、同号中、「使用し、若しくは表示をし、又は普通名称等を普通に用いられる方法で使用し、若しくは表示をした商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、若しくは電気通信回線を通じて提供する行為（同項第十三号及び第十五号に掲げる不正競争の場合にあつては、普通名称等を普通に用いられる方法で表示をし、又は使用して役務を提供する行為を含む。）」とあり、及び同項第二号中「使用し、又は自己の氏名を不正の目的でなく使用した商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、若しくは電気通信回線を通じて提供する行為（同号に掲げる不正競争の場合にあつては、自己の氏名を不正の目的でなく使用して役務を提供する行為を含む。）」とあるのは「使用する行為」と、同項第三号中「他人の商品等表示が」とあるのは「他の登録商標が」と、「商品等表示と同一若しくは類似の商品等表示」とあるのは「他の登録商標と同一又は類似の登録商標」と、「商品等表示に」とあるのは「登録商標に」と、「その商品等表示を不正の目的でなく使用し、又はその商品等表示を不正の目的でなく使用した商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、若しくは電気通信回線を通じて提供する行為」とあるのは「その登録商標を不正の目的でなく使用する行為」と、同条第二項中「商品又は営業」とあるのは「営業」と、同項第一号中「自己の氏名を使用する者（自己の氏名を使用した商品を自ら譲渡し、引き渡し、譲渡若し

2	くは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、又は電気通信回線を通じて提供する者を含む。）」とあるのは、「自己の氏名を使用する者」と、同項第二号中「他人の商品等を表示と同一又は類似の表品等表示」とあるのは「他の登録商標と同一又は類似の登録商標」と、「商品等表示に係る業務を承継した者（その商品等表示を使用した商品を自ら譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、又は電気通信回線を通じて提供する者を含む。）」とあるのは「登録商標に係る業務を承継した者」とする。 2 前項における「登録商標の使用」には、前条第二項の規定を準用する。

。商標法等の一部を改正する法律（平成八年法律第六十八号）（附則第十一条関係）

改 正 案	現 行
附 則 （団体商標についての経過措置） 第五条（略） 2（略） 3 第一項の規定により商標登録出願又は商標登録の変更があつた場合においては、当該法人の構成員は、附則第十一条第二項並びに商標法の一部を改正する法律（平成三年法律第六十五号。以下「平成三年改正法」という。）附則第九条及び第十条第一項の規定の適用については、通常使用権者とみなす。 4・5（略）	附 則 （団体商標についての経過措置） 第五条（略） 2（略） 3 第一項の規定により商標登録出願又は商標登録の変更があつた場合においては、当該法人の構成員は、附則第十一条第二項並びに商標法の一部を改正する法律（平成三年法律第六十五号。以下「平成三年改正法」という。）附則第九条、第十条第一項及び第十一条第一項の規定の適用については、通常使用権者とみなす。 4・5（略）

改正案	現行
（秘密保護のための閲覧等の制限） 第九十二条 次に掲げる事由につき疎明があつた場合には、裁判所は、当該当事者の申立てにより、決定で、当該訴訟記録中当該秘密が記載され、又は記録された部分の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製（以下「秘密記載部分の閲覧等」という。）の請求をすることができる者を当事者に限ることができる。 一 （略） 二 訴訟記録中に当事者が保有する営業秘密（不正競争防止法第二条第六項に規定する営業秘密をいう。第百三十二条の二第一項第三号及び第二項において同じ。）が記載され、又は記録されていること。 25 （略）	（秘密保護のための閲覧等の制限） 第九十二条 次に掲げる事由につき疎明があつた場合には、裁判所は、当該当事者の申立てにより、決定で、当該訴訟記録中当該秘密が記載され、又は記録された部分の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製（以下「秘密記載部分の閲覧等」という。）の請求をすることができる者を当事者に限ることができる。 一 （略） 二 訴訟記録中に当事者が保有する営業秘密（不正競争防止法第二条第四項に規定する営業秘密をいう。第百三十二条の二第一項第三号及び第二項において同じ。）が記載され、又は記録されていること。 25 （略）

○組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号）（附則第十三条関係）

改正案	現行
（定義） 第二条（略） 2 この法律において「犯罪収益」とは、次に掲げる財産をいう。 一・二（略） 三 次に掲げる罪の犯罪行為（日本国外でした行為であつて、当該行為が日本国内において行われたとしたならばこれらの罪に当たり、かつ、当該行為地の法令により罪に当たるものを含む。）により供与された財産 イ（略） ロ 不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）第二十一条第一項第十一号（外国公務員等に対する不正の利益の供与等）の罪（同法第十八条第一項の違反行為に係るものに限る。） 別表第二（第二条、第十三条関係） 十九 削除	（定義） 第二条（略） 2 この法律において「犯罪収益」とは、次に掲げる財産をいう。 一・二（略） 三 次に掲げる罪の犯罪行為（日本国外でした行為であつて、当該行為が日本国内において行われたとしたならばこれらの罪に当たり、かつ、当該行為地の法令により罪に当たるものを含む。）により供与された財産 イ（略） ロ 別表第二第十九号に掲げる罪 別表第二（第二条、第十三条関係） 十九 不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）第十四条第一項第七号（外国公務員等に対する不正の利益の供与等）の罪（同法第十一条第一項の違反行為に係るものに限る。）

○犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第 号）（附則第十四条関係）

改 正 案	現 行
附 則 第四条 組織的犯罪処罰法第九条第一項から第三項まで、第十条及び第十一条の規定は、この法律の施行前に財産上の不正な利益を得る目的で犯した第三条の規定による改正後の組織的犯罪処罰法第二条第二項第一号口又は別表第一第四号若しくは第五号に掲げる罪（第三条の規定による改正前の組織的犯罪処罰法別表に掲げる罪を除く。）の犯罪行為（日本国外でした行為であつて、当該行為が日本国内において行われたとしたならばこれらの罪に当たり、かつ、当該行為地の法令により罪に当たるものを含む。）により生じ、若しくは当該犯罪行為により得た財産又は当該犯罪行為の報酬として得た財産に関してこの法律の施行後にした行為に対しても、適用する。この場合において、これらの財産は、第三条の規定による改正後の組織的犯罪処罰法第二条第二項第一号の犯罪収益とみなす。	附 則 第四条 組織的犯罪処罰法第九条第一項から第三項まで、第十条及び第十一条の規定は、この法律の施行前に財産上の不正な利益を得る目的で犯した第三条の規定による改正後の組織的犯罪処罰法第二条第二項第一号口、別表第一第四号若しくは第五号又は別表第二第十九号に掲げる罪（第三条の規定による改正前の組織的犯罪処罰法別表に掲げる罪を除く。）の犯罪行為（日本国外でした行為であつて、当該行為が日本国内において行われたとしたならばこれらの罪に当たり、かつ、当該行為地の法令により罪に当たるものを含む。）により生じ、若しくは当該犯罪行為により得た財産又は当該犯罪行為の報酬として得た財産に関してこの法律の施行後にした行為に対しても、適用する。この場合において、これらの財産は、第三条の規定による改正後の組織的犯罪処罰法第二条第二項第一号の犯罪収益とみなす。

不正競争防止法等の一部を改正する法律案参照条文

。不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）

（目的）

第一条 この法律は、事業者間の公正な競争及びこれに関する国際約束の的確な実施を確保するため、不正競争の防止及び不正競争に係る損害賠償に関する措置等を講じ、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「不正競争」とは、次に掲げるものをいう。

一 他人の商品等表示（人の業務に係る氏名、商号、商標、標章、商品の容器若しくは包装その他の商品又は営業を表示するものをいう。以下同じ。）として需要者の間に広く認識されているものと同一若しくは類似の商品等表示を使用し、又はその商品等表示を使用した商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、若しくは輸入して、他人の商品又は営業と混同を生じさせる行為

二 自己の商品等表示として他人の著名な商品等表示と同一若しくは類似のものを使用し、又はその商品等表示を使用した商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、若しくは輸入する行為

三 他人の商品（最初に販売された日から起算して三年を経過したものを除く。）の形態（当該他人の商品と同種の商品（同種の商品がない場合にあつては、当該他人の商品とその機能及び効用が同一又は類似の商品）が通常有する形態を除く。）を模倣した商品を譲渡し、貸し渡し、譲渡若しくは貸渡しのために展示し、輸出し、若しくは輸入する行為

四 窃取、詐欺、強迫その他の不正の手段により営業秘密を取得する行為（以下「不正取得行為」という。）又は不正取得行為により取得した営業秘密を使用し、若しくは開示する行為（秘密を保持しつつ特定の者に示すことを含む。以下同じ。）

五 その営業秘密について不正取得行為が介在したことを知って、若しくは重大な過失により知らないで営業秘密を取得し、又はその取得した営業秘密を使用し、若しくは開示する行為

六 その取得した後にその営業秘密について不正取得行為が介在したことを知って、又は重大な過失により知らないでその取得した営業秘密を使用し、又は開示する行為

七 営業秘密を保有する事業者（以下「保有者」という。）からその営業秘密を示された場合において、不正の競争その他の不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で、その営業秘密を使用し、又は開示する行為

八 その営業秘密について不正開示行為（前号に規定する場合において同号に規定する目的でその営業秘密を開示する行為又は秘密を守る法律上の義務に違反してその営業秘密を開示する行為をいう。以下同じ。）であること若しくはその営業秘密について不正開示行為が介在したことを知って、若しくは重大な過失により知らないで営業秘密を取得し、又はその取得した営業秘密を使用し、若しくは開示する行為

九 その取得した後にその営業秘密について不正開示行為があつたこと若しくはその営業秘密について不正開示行為が介在したことを知つて、又は重大な過失により知らないでその取得した営業秘密を使用し、又は開示する行為

十 営業上用いられている技術的制限手段（他人が特定の者以外の者に影像若しくは音の視聴若しくはプログラムの実行又は影像、音若しくはプログラムの記録をさせないために用いているものを除く。）により制限されている影像若しくは音の視聴若しくはプログラムの実行又は影像、音若しくはプログラムの記録を当該技術的制限手段の効果を妨げることにより可能とする機能のみを有する装置（当該装置を組み込んだ機器を含む。）を記録した記録媒体若しくは記憶した機器を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、若しくは輸入し、又は当該機能のみを有するプログラムを電気通信回線を通じて提供する行為

十一 他人が特定の者以外の者に影像若しくは音の視聴若しくはプログラムの実行又は影像、音若しくはプログラムの記録をさせないために営業上用いている技術的制限手段により制限されている影像若しくは音の視聴若しくはプログラムの実行又は影像、音若しくはプログラムの記録を当該技術的制限手段の効果を妨げることにより可能とする機能のみを有する装置（当該装置を組み込んだ機器を含む。）若しくは当該機能のみを有するプログラム（当該プログラムが他のプログラムと組み合わせられたものを含む。）を記録した記録媒体若しくは記憶した機器を当該特定の者以外の者に譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、若しくは輸入し、又は当該機能のみを有するプログラムを電気通信回線を通じて提供する行為

十二 不正の利益を得る目的で、又は他人に損害を加える目的で、他人の特定商品等表示（人の業務に係る氏名、商号、商標、標章その他の商品又は役務を表示するものをいう。）と同一若しくは類似のドメイン名を使用する権利を取得し、若しくは保有し、又はそのドメイン名を使用する行為

十三 商品若しくは役務若しくはその広告若しくは取引に用いる書類若しくは通信にその商品の原産地、品質、内容、製造方法、用途若しくは数量若しくはその役務の質、内容、用途若しくは数量について誤認させるような表示をし、又はその表示をした商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、若しくは電気通信回線を通じて提供し、若しくはその表示をして役務を提供する行為

十四 競争関係にある他人の営業上の信用を害する虚偽の事実を告知し、又は流布する行為

十五 パリ条約（商標法（昭和三十四年法律第二百二十七号）第四条第一項第二号に規定するパリ条約をいう。）の同盟国、世界貿易機関の加盟国又は商標法条約の締約国において商標に関する権利（商標権に相当する権利に限る。以下この号において単に「権利」という。）を有する者の代理人若しくは代表者又はその行為の日前一年以内に代理人若しくは代表者であつた者が、正当な理由がないのに、その権利を有する者の承諾を得ないでその権利に係る商標と同一若しくは類似の商標をその権利に係る商品若しくは役務と同一若しくは類似の商品若しくは役務に使用し、又は当該商標を使用したその権利に係る商品と同一若しくは類似の商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、若しくは電気通信回線を通じて提供し、若しくは当該商標を使用し

てその権利に係る役務と同一若しくは類似の役務を提供する行為

2 この法律において「商標」とは、商標法第二条第一項に規定する商標をいう。

3 この法律において「標章」とは、商標法第二条第一項に規定する標章をいう。

4 この法律において「営業秘密」とは、秘密として管理されている生産方法、販売方法その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報であつて、公然と知られていないものをいう。

5 この法律において「技術的制限手段」とは、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。）により影像若しくは音の視聴若しくはプログラムの実行又は影像、音若しくはプログラムの記録を制限する手段であつて、視聴等機器（影像若しくは音の視聴若しくはプログラムの実行又は影像、音若しくはプログラムの記録のために用いられる機器をいう。以下同じ。）が特定の反応をする信号を影像、音若しくはプログラムとともに記録媒体に記録し、若しくは送信する方式又は視聴等機器が特定の変換を必要とするよう影像、音若しくはプログラムを変換して記録媒体に記録し、若しくは送信する方式によるものをいう。

6 この法律において「プログラム」とは、電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるよう組み合わされたものをいう。

7 この法律において「ドメイン名」とは、インターネットにおいて、個々の電子計算機を識別するために割り当てられる番号、記号又は文字の組合せに対応する文字、番号、記号その他の符号又はこれらの結合をいう。

8 この法律にいう「物」には、プログラムを含むものとする。

（差止請求権）

第三条 不正競争によつて営業上の利益を侵害され、又は侵害されるおそれがある者は、その営業上の利益を侵害する者又は侵害するおそれがある者に対し、その侵害の停止又は予防を請求することができる。

2 不正競争によつて営業上の利益を侵害され、又は侵害されるおそれがある者は、前項の規定による請求をするに際し、侵害の行為を組成した物（侵害の行為により生じた物を含む。第五条第一項において同じ。）の廃棄、侵害の行為に供した設備の除却その他の侵害の停止又は予防に必要な行為を請求することができる。

（損害賠償）

第四条 故意又は過失により不正競争を行つて他人の営業上の利益を侵害した者は、これによつて生じた損害を賠償する責めに任ずる。ただし、第八条の規定により同条に規定する権利が消滅した後にその営業秘密を使用する行為によつて生じた損害については、この限りでない。

第五条の二 不正競争による営業上の利益の侵害に係る訴訟において、不正競争によつて営業上の利益を侵害され、又は侵害されるおそれがあると主張する者が侵害の行為を組成したものとして主張する物又は方法の具体的態様を否認するときは、相手方は、自己の行為

の具体的態様を明らかにしなければならない。ただし、相手方において明らかにすることができない相当の理由があるときは、この限りでない。

（書類の提出等）

第六条 裁判所は、不正競争による営業上の利益の侵害に係る訴訟においては、当事者の申立てにより、当事者に対し、当該侵害行為について立証するため、又は当該侵害の行為による損害の計算をするために必要な書類の提出を命ずることができる。ただし、その書類の所持者においてその提出を拒むことについて正当な理由があるときは、この限りでない。

2 裁判所は、前項ただし書に規定する正当な理由があるかどうかの判断をするため必要があると認めるときは、書類の所持者にその提示をさせることができる。この場合においては、何人も、その提示された書類の開示を求めることができない。

3 裁判所は、前項の場合において、第一項ただし書に規定する正当な理由があるかどうかについて前項後段の書類を開示してその意見を聴くことが必要であると認めるときは、当事者等（当事者（法人である場合にあつては、その代表者）又は当事者の代理人（訴訟代理人及び補佐人を除く）、使用人その他の従業者をいう。以下同じ。）、訴訟代理人又は補佐人に対し、当該書類を開示することができる。

4 前三項の規定は、不正競争による営業上の利益の侵害に係る訴訟における当該侵害行為について立証するため必要な検証の目的の提示について準用する。

（損害計算のための鑑定）

第六条の二 不正競争による営業上の利益の侵害に係る訴訟において、当事者の申立てにより、裁判所が当該侵害の行為による損害の計算をするため必要な事項について鑑定を命じたときは、当事者は、鑑定人に対し、当該鑑定をするため必要な事項について説明しなければならない。

（相当な損害額の認定）

第六条の三 不正競争による営業上の利益の侵害に係る訴訟において、損害が生じたことが認められる場合において、損害額を立証するために必要な事実を立証することが当該事実の性質上極めて困難であるときは、裁判所は、口頭弁論の全趣旨及び証拠調べの結果に基づき、相当な損害額を認定することができる。

（秘密保持命令）

第六条の四 裁判所は、不正競争による営業上の利益の侵害に係る訴訟において、その当事者が保有する営業秘密について、次に掲げる事由のいずれにも該当することにつき疎明があつた場合には、当事者の申立てにより、決定で、当事者等、訴訟代理人又は補佐人に対し、当該営業秘密を当該訴訟の追行の目的以外の目的で使用し、又は当該営業秘密に係るこの項の規定による命令を受けた者以外の者に開示してはならない旨を命ずることができる。ただし、その申立ての時までに当事者等、訴訟代理人又は補佐人が第一号に規定する準備書面の閲読又は同号に規定する証拠の取調べ若しくは開示以外の方法により当該営業秘密を取得し、又は保有していた場合は、こ

の限りでない。

一 既に提出され若しくは提出されるべき準備書面に当事者の保有する営業秘密が記載され、又は既に取り調べられ若しくは取り調べられるべき証拠（第六条第三項の規定により開示された書類又は第六条の七第四項の規定により開示された書面を含む。）の内容に当事者の保有する営業秘密が含まれること。

二 前号の営業秘密が当該訴訟の追行の目的以外の目的で使用され、又は当該営業秘密が開示されることにより、当該営業秘密に基づく当事者の事業活動に支障を生ずるおそれがあり、これを防止するため当該営業秘密の使用又は開示を制限する必要があること。

2 前項の規定による命令（以下「秘密保持命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

一 秘密保持命令を受けるべき者

二 秘密保持命令の対象となるべき営業秘密を特定するに足りる事実

三 前項各号に掲げる事由に該当する事実

3 秘密保持命令が発せられた場合には、その決定書を秘密保持命令を受けた者に送達しなければならない。

4 秘密保持命令は、秘密保持命令を受けた者に対する決定書の送達があった時から、効力を生ずる。

5 秘密保持命令の申立てを却下した裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

（秘密保持命令の取消し）

第六条の五 秘密保持命令の申立てをした者又は秘密保持命令を受けた者は、訴訟記録の存する裁判所（訴訟記録の存する裁判所がない場合にあつては、秘密保持命令を発した裁判所）に対し、前条第一項に規定する要件を欠くこと又はこれを欠くに至つたことを理由として、秘密保持命令の取消しの申立てをすることができる。

2 秘密保持命令の取消しの申立てについての裁判があつた場合には、その決定書をその申立てをした者及び相手方に送達しなければならない。

3 秘密保持命令の取消しの申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

4 秘密保持命令を取り消す裁判は、確定しなければならない。その効力を生じない。

5 裁判所は、秘密保持命令を取り消す裁判をした場合において、秘密保持命令の取消しの申立てをした者又は相手方以外に当該秘密保持命令が発せられた訴訟において当該営業秘密に係る秘密保持命令を受けている者があるときは、その者に対し、直ちに、秘密保持命令を取り消す裁判をした旨を通知しなければならない。

（訴訟記録の閲覧等の請求の通知等）

第六条の六 秘密保持命令が発せられた訴訟（すべての秘密保持命令が取り消された訴訟を除く。）に係る訴訟記録につき、民事訴訟法（平成八年法律第九号）第九十二条第一項の決定があつた場合において、当事者から同項に規定する秘密記載部分の閲覧等の請求があり、かつ、その請求のを行った者が当該訴訟において秘密保持命令を受けていない者であるときは、裁判所書記官は、同項の申

立てをした当事者（その請求をした者を除く。第三項において同じ。）に対し、その請求後直ちに、その請求があつた旨を通知しなければならぬ。

2 前項の場合において、裁判所書記官は、同項の請求があつた日から二週間を経過する日までの間（その請求の手續を行った者に対する秘密保持命令の申立てがその日までにされた場合にあつては、その申立てについての裁判が確定するまでの間）、その請求の手續を行った者に同項の秘密記載部分の閲覧等をさせてはならない。

3 前二項の規定は、第一項の請求をした者に同項の秘密記載部分の閲覧等をさせることについて民事訴訟法第九十二条第一項の申立てをした当事者のすべての同意があるときは、適用しない。

（当事者尋問等の公開停止）

第六条の七 不正競争による営業上の利益の侵害に係る訴訟における当事者等が、その侵害の有無についての判断の基礎となる事項であつて当事者の保有する営業秘密に該当するものについて、当事者本人若しくは法定代理人又は証人として尋問を受ける場合においては、裁判所は、裁判官の全員一致により、その当事者等が公開の法廷で当該事項について陳述することにより当該営業秘密に基づく当事者の事業活動に著しい支障を生ずることが明らかであることから当該事項について十分な陳述をすることができず、かつ、当該陳述を欠くことにより他の証拠のみによつては当該事項を判断の基礎とすべき不正競争による営業上の利益の侵害の有無についての適正な裁判をすることができないと認めるときは、決定で、当該事項の尋問を公開しないで行うことができる。

2 裁判所は、前項の決定をするに当たつては、あらかじめ、当事者等の意見を聴かなければならない。

3 裁判所は、前項の場合において、必要があると認めるときは、当事者等にその陳述すべき事項の要領を記載した書面の提示をさせることができる。この場合においては、何人も、その提示された書面の開示を求めることができない。

4 裁判所は、前項後段の書面を開示してその意見を聴くことが必要であると認めるときは、当事者等、訴訟代理人又は補佐人に対し、当該書面を開示することができる。

5 裁判所は、第一項の規定により当該事項の尋問を公開しないで行うときは、公衆を退廷させる前に、その旨を理由とともに言い渡さなければならぬ。当該事項の尋問が終了したときは、再び公衆を入廷させなければならぬ。

（信用回復の措置）

第七条 故意又は過失により不正競争を行つて他人の営業上の信用を害した者に対しては、裁判所は、その営業上の信用を害された者の請求により、損害の賠償に代え、又は損害の賠償とともに、その者の営業上の信用を回復するのに必要な措置を命ずることができる。

（消滅時効）

第八条 第二条第一項第四号から第九号までに掲げる不正競争のうち、営業秘密を使用する行為に対する第三条第一項の規定による侵害の停止又は予防を請求する権利は、その行為を行う者がその行為を継続する場合において、その行為により営業上の利益を侵害され、又は侵害されるおそれがある保有者がその事実及びその行為を行う者を知つた時から三年間行わないときは、時効によつて消滅する。

その行為の開始の時から十年を経過したときも、同様とする。

（外国の国旗等の商業上の使用禁止）

第九条 何人も、外国の国旗若しくは国の紋章その他の記章であつて経済産業省令で定めるもの（以下「外国国旗等」という。）と同一若しくは類似のもの（以下「外国国旗等類似記章」という。）を商標として使用し、又は外国国旗等類似記章を商標として使用した商品譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、若しくは電気通信回線を通じて提供し、若しくは外国国旗等類似記章を商標として使用して役務を提供してはならない。ただし、その外国国旗等の使用の許可（許可に類する行政処分を含む。以下同じ。）を行う権限を有する外国の官庁の許可を受けたときは、この限りでない。

2 前項に規定するもののほか、何人も、商品の原産地を誤認させるような方法で、同項の経済産業省令で定める外国の国の紋章（以下「外国紋章」という。）を使用し、又は外国紋章を使用した商品譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、若しくは電気通信回線を通じて提供し、若しくは外国紋章を使用して役務を提供してはならない。ただし、その外国紋章の使用の許可を行う権限を有する外国の官庁の許可を受けたときは、この限りでない。

3 何人も、外国の政府若しくは地方公共団体の監督用若しくは証明用の印章若しくは記号であつて経済産業省令で定めるもの（以下「外国政府等記号」という。）と同一若しくは類似のもの（以下「外国政府等類似記号」という。）をその外国政府等記号が用いられている商品若しくは役務と同一若しくは類似の商品若しくは役務の商標として使用し、又は外国政府等類似記号を当該商標として使用した商品譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、若しくは電気通信回線を通じて提供し、若しくは外国政府等類似記号を当該商標として使用して役務を提供してはならない。ただし、その外国政府等記号の使用の許可を行う権限を有する外国の官庁の許可を受けたときは、この限りでない。

（国際機関の標章の商業上の使用禁止）

第十条 何人も、その国際機関（政府間の国際機関及びこれに準ずるものとして経済産業省令で定める国際機関をいう。以下この条において同じ。）と関係があると誤認させるような方法で、国際機関を表示する標章であつて経済産業省令で定めるものと同一若しくは類似のもの（以下「国際機関類似標章」という。）を商標として使用し、又は国際機関類似標章を商標として使用した商品譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、若しくは電気通信回線を通じて提供し、若しくは国際機関類似標章を商標として使用して役務を提供してはならない。ただし、この国際機関の許可を受けたときは、この限りでない。

（外国公務員等に対する不正の利益の供与等の禁止）

第十一条 何人も、外国公務員等に対し、国際的な商取引に関して営業上の不正の利益を得るために、その外国公務員等に、その職務に關する行為をさせ若しくはさせないこと、又はその地位を利用して他の外国公務員等にその職務に關する行為をさせ若しくはさせないようになつてをさせることを目的として、金銭その他の利益を供与し、又はその申込み若しくは約束をしてはならない。

2 前項において「外国公務員等」とは、次に掲げる者をいう。

- 一 外国の政府又は地方公共団体の公務に従事する者
 - 二 公共の利益に関する特定の事務を行うために外国の特別の法令により設立されたものの事務に従事する者
 - 三 一又は二以上の外国の政府又は地方公共団体により、発行済株式のうち議決権のある株式の総数若しくは出資の金額の総額の百分の五十を超える当該株式の数若しくは出資の金額を直接に所有され、又は役員（取締役、監査役、理事、監事及び清算人並びにこれら以外の者で事業の経営に従事しているものをいう。）の過半数を任命され若しくは指名されている事業者であつて、その事業の遂行に当たり、外国の政府又は地方公共団体から特に権益を付与されているものの事務に従事する者その他これに準ずる者として政令で定める者
 - 四 国際機関（政府又は政府間の国際機関によつて構成される国際機関をいう。次号において同じ。）の公務に従事する者
 - 五 外国の政府若しくは地方公共団体又は国際機関の権限に属する事務であつて、これらの機関から委任されたものに従事する者（適用除外等）
- 第十二条 第三条から第八条まで、第十四条（第一項第七号に係る部分を除く。）及び第十五条の規定は、次の各号に掲げる不正競争の区分に応じて当該各号に定める行為については、適用しない。
- 一 第二条第一項第一号、第二号、第十三号及び第十五号に掲げる不正競争 商品若しくは営業の普通名称（ぶどうを原料又は材料とする物の原産地の名称であつて、普通名称となつたものを除く。）若しくは同一若しくは類似の商品若しくは営業について慣用されている商品等表示（以下「普通名称等」と総称する。）を普通に用いられる方法で使用し、若しくは表示をし、又は普通名称等を普通に用いられる方法で使用し、若しくは表示をした商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、若しくは電気通信回線を通じて提供する行為（同項第十三号及び第十五号に掲げる不正競争の場合にあつては、普通名称等を普通に用いられる方法で表示をし、又は使用して役務を提供する行為を含む。）
 - 二 第二条第一項第一号、第二号及び第十五号に掲げる不正競争 自己の氏名を不正の目的（不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的をいう。以下同じ。）でなく使用し、又は自己の氏名を不正の目的でなく使用した商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、若しくは電気通信回線を通じて提供する行為（同号に掲げる不正競争の場合にあつては、自己の氏名を不正の目的でなく使用して役務を提供する行為を含む。）
 - 三 第二条第一項第一号に掲げる不正競争 他人の商品等表示が必要者の間に広く認識される前からその商品等表示と同一若しくは類似の商品等表示を使用する者又はその商品等表示に係る業務を承継した者がその商品等表示を不正の目的でなく使用し、又はその商品等表示を不正の目的でなく使用した商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、若しくは電気通信回線を通じて提供する行為
 - 四 第二条第一項第二号に掲げる不正競争 他人の商品等表示が著名になる前からその商品等表示と同一若しくは類似の商品等表示を使用する者又はその商品等表示に係る業務を承継した者がその商品等表示を不正の目的でなく使用し、又はその商品等表示を不正の

目的でなく使用した商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、若しくは電気通信回線を通じて提供する行為

五 第二条第一項第三号に掲げる不正競争 同号に規定する他人の商品の形態を模倣した商品を譲り受けた者（その譲り受けた時にその商品が他人の商品の形態を模倣した商品であることを知らず、かつ、知らないことにつき重大な過失がない者に限る。）がその商品を譲渡し、貸し渡し、譲渡若しくは貸渡しのために展示し、輸出し、若しくは輸入する行為

六 第二条第一項第四号から第九号までに掲げる不正競争 取引によって営業秘密を取得した者（その取得した時にその営業秘密について不正開示行為であること又はその営業秘密について不正取得行為若しくは不正開示行為が介在したことを知らず、かつ、知らないことにつき重大な過失がない者に限る。）がその取引によって取得した権原の範囲内においてその営業秘密を使用し、又は開示する行為

七 第二条第一項第十号及び第十一号に掲げる不正競争 技術的制限手段の試験又は研究のために用いられる第二条第一項第十号及び第十一号に規定する装置若しくはこれらの号に規定するプログラムを記録した記録媒体若しくは記憶した機器を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、若しくは輸入し、又は当該プログラムを電気通信回線を通じて提供する行為

2 前項第二号又は第三号に掲げる行為によって営業上の利益を侵害され、又は侵害されるおそれがある者は、次の各号に掲げる行為の区分に応じて当該各号に定める者に対し、自己の商品又は営業との混同を防ぐのに適当な表示を付すべきことを請求することができる。

一 前項第二号に掲げる行為 自己の氏名を使用する者（自己の氏名を使用した商品を自ら譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、又は電気通信回線を通じて提供する者を含む。）

二 前項第三号に掲げる行為 他人の商品等表示と同一又は類似の商品等表示を使用する者及びその商品等表示に係る業務を承継した者（その商品等表示を使用した商品を自ら譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、又は電気通信回線を通じて提供する者を含む。）

（経過措置）

第十三条 この法律の規定に基づき政令又は経済産業省令を制定し、又は改廃する場合においては、その政令又は経済産業省令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

（罰則）

第十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

一 不正の目的をもって第二条第一項第一号又は第十三号に掲げる不正競争を行った者

二 商品若しくは役務若しくはその広告若しくは取引に用いる書類若しくは通信にその商品の原産地、品質、内容、製造方法、用途若しくは数量又はその役務の質、内容、用途若しくは数量について誤認させるような虚偽の表示をした者（前号に掲げる者を除く。）

三 詐欺等行為（人を欺き、人に暴行を加え、又は人を脅迫する行為をいう。以下同じ。）により、又は管理侵害行為（営業秘密が記載され、又は記録された書面又は記録媒体（以下「営業秘密記録媒体等」という。）の窃取、営業秘密が管理されている施設への侵入、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第三条に規定する不正アクセス行為をいう。）その他の保有者の管理を害する行為をいう。以下同じ。）により取得した営業秘密を、不正の競争の目的で、使用し、又は開示した者

四 前号の使用又は開示の用に供する目的で、詐欺等行為又は管理侵害行為により、営業秘密を次のいずれかに掲げる方法で取得した者

イ 保有者の管理に係る営業秘密記録媒体等を取得すること。

ロ 保有者の管理に係る営業秘密記録媒体等の記載又は記録について、その複製を作成すること。

五 営業秘密を保有者から示された者であつて、不正の競争の目的で、詐欺等行為若しくは管理侵害行為により、又は横領その他の営業秘密記録媒体等の管理に係る任務に背く行為により、次のいずれかに掲げる方法で営業秘密が記載され、又は記録された書面又は記録媒体を領得し、又は作成して、その営業秘密を使用し、又は開示した者

イ 保有者の管理に係る営業秘密記録媒体等を領得すること。

ロ 保有者の管理に係る営業秘密記録媒体等の記載又は記録について、その複製を作成すること。

六 営業秘密を保有者から示されたその役員（理事、取締役、執行役、業務を執行する無限責任社員、監事若しくは監査役又はこれらに準ずる者をいう。）又は従業者であつて、不正の競争の目的で、その営業秘密の管理に係る任務に背き、その営業秘密を使用し、又は開示した者（前号に掲げる者を除く。）

六の二 秘密保持命令に違反した者

七 第九条、第十条又は第十一条第一項の規定に違反した者

2 前項第三号から第六号の二までの罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

3 第一項第七号（第十一条第一項に係る部分に限る。）の罪は、刑法（明治四十年法律第四十五号）第三条の例に従う。

4 第一項の規定は、刑法その他の罰則の適用を妨げない。

第十五条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して本条の罰金刑を科する。

一 前条第一項第一号、第二号又は第七号 三億円以下の罰金刑

二 前条第一項第六号の二 一億円以下の罰金刑

2 前項の場合において、当該行為者に対してした前条第一項第六号の二の罪に係る同条第二項の告訴は、その法人又は人に対しても効力を生じ、その法人又は人に対してした告訴は、当該行為者に対しても効力を生ずるものとする。

附 則（抄）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（経過措置）

第二条 改正後の不正競争防止法（以下「新法」という。）の規定は、特別の定めがある場合を除いては、この法律の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、改正前の不正競争防止法（以下「旧法」という。）によって生じた効力を妨げない。

第三条 新法第三条、第四条本文及び第五条の規定は、この法律の施行前に開始した次に掲げる行為を継続する行為については、適用しない。

一 新法第二条第一項第二号に掲げる行為に該当するもの（同項第一号に掲げる行為に該当するものを除く。）

二 新法第二条第一項第三号に掲げる行為に該当するもの

三 新法第二条第一項第十三号に掲げる行為のうち、役務若しくはその広告若しくは取引に用いる書類若しくは通信にその役務の質、内容、用途若しくは数量について誤認させるような表示をし、又はその表示をして役務を提供する行為に該当するもの

第四条 新法第三条から第五条まで、第七条及び第八条の規定は、平成三年六月十五日前に行われた新法第二条第一項第四号に規定する不正取得行為又は同項第八号に規定する不正開示行為に係る同項第四号から第六号まで、第八号又は第九号に掲げる不正競争であつて同日以後に行われるもの（次の各号に掲げる行為に該当するものを除く。）及び同日前に開始した同項第七号に規定する営業秘密を使用する行為を継続する行為については、適用しない。

一 新法第二条第一項第四号から第六号まで、第八号及び第九号に規定する営業秘密を開示する行為

二 新法第二条第一項第五号及び第八号に規定する営業秘密を取得する行為並びにこれらの行為により取得した営業秘密を使用する行為

第五条 新法第六条の規定は、この法律の施行後に提起された訴えについて適用し、この法律の施行前に提起された訴えについては、なお従前の例による。

第六条 新法第七条の規定は、この法律の施行前に開始した新法第二条第一項第二号、第三号又は第十三号に掲げる行為に該当するもの（同項第一号に掲げる行為に該当するものを除く。）を継続する行為については、適用しない。

第七条 この法律の施行の際現に旧法第四条第一項から第三項まで又は第四条ノ二に規定する許可を受けている者は、それぞれ、新法第九条第一項ただし書、第二項ただし書若しくは第三項ただし書又は第十条ただし書に規定する許可を受けた者とみなす。

第八条 新法第九条の規定は、この法律の施行の際現に旧法第四条第四項に規定する許可を受けている者については、適用しない。

第九条 新法第十条の規定は、この法律の施行前に開始した同条に規定する国際機関類似標章（旧法第四条ノ二に規定する政府間国際機関ノ紋章、旗章其ノ他ノ徽章、略称又八名称ニシテ主務大臣ノ指定スルモノト同一又八類似ノモノを除く。以下「民間国際機関類似標

章」という。)を商標として使用し、又は民間国際機関類似標章を商標として使用した商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、若しくは電気通信回線を通じて提供し、若しくは民間国際機関類似標章を商標として使用して役務を提供する行為に該当するものを継続する行為については、適用しない。

第十条 新法第十四条(第一項第七号に係る部分を除く。)及び第十五条の規定は、この法律の施行前に開始した附則第三条第三号に掲げる行為に該当するものを継続する行為については、適用しない。

第十一条 この法律の施行前にした行為に関する旧法第三条に規定する外国人が行う同条に規定する請求については、なお従前の例による。

第十二条 (略)

(罰則の適用に関する経過措置)

第十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十四条 附則第二条から第十一条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

。特許法(昭和三十四年法律第二百一十一号)(抄)

(秘密保持命令)

第百五条の四 裁判所は、特許権又は専用実施権の侵害に係る訴訟において、その当事者が保有する営業秘密(不正競争防止法(平成五年法律第四十七号)第二条第四項に規定する営業秘密をいう。以下同じ。)について、次に掲げる事由のいずれにも該当することにつき疎明があつた場合には、当事者の申立てにより、決定で、当事者等、訴訟代理人又は補佐人に対し、当該営業秘密を当該訴訟の追行の目的以外の目的で使用し、又は当該営業秘密に係るこの項の規定による命令を受けた者以外の者に開示してはならない旨を命ずることができる。ただし、その申立ての時までに当事者等、訴訟代理人又は補佐人が第一号に規定する準備書面の閲読又は同号に規定する証拠の取調べ若しくは開示以外の方法により当該営業秘密を取得し、又は保有していた場合は、この限りでない。

一・二 (略)

2・5 (略)

(秘密保持命令違反の罪)

第二百条の二 秘密保持命令に違反した者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

2 (略)

(両罰規定)

第二百一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規

定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号で定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第九十六条 一億五千万円以下の罰金刑

二 第九十七条、第九十八条又は前条第一項 一億円以下の罰金刑

2 (略)

。実用新案法（昭和三十四年法律第二百二十三号）（抄）

（秘密保持命令違反の罪）

第六十条の二 第三十条において準用する特許法第一百五条の四第一項の規定による命令に違反した者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

2 (略)

（両罰規定）

第六十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号で定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第五十六条又は前条第一項 一億円以下の罰金刑

二 第五十七条又は第五十八条 三千万円以下の罰金刑

2 (略)

。意匠法（昭和三十四年法律第二百二十五号）（抄）

（証明等の請求）

第六十三条 何人も、特許庁長官に対し、意匠登録に関し、証明、書類の謄本若しくは抄本の交付、書類、ひな形若しくは見本の閲覧若しくは謄写又は意匠原簿のうち磁気テープをもつて調製した部分に記録されている事項を記載した書類の交付を請求することができる。ただし、次に掲げる書類、ひな形又は見本については、特許庁長官が秘密を保持する必要があると認めるときは、この限りでない。

一 三 (略)

四 意匠登録無効審判又はその審判の確定審決に対する再審に係る書類であつて、当事者又は参加人から当該当事者又は参加人の保有する営業秘密（不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）第二条第四項に規定する営業秘密をいう。）が記載された旨の申出があつたもの

五・六 (略)

2・3 (略)

(秘密保持命令違反の罪)

第七十三条の二 第四十一条において準用する特許法第百五条の四第一項の規定による命令に違反した者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

2 (略)

(両罰規定)

第七十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号で定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第六十九条又は前条第一項 一億円以下の罰金刑

二 第七十条又は第七十一条 三千万円以下の罰金刑

2 (略)

。商標法(昭和三十四年法律第二百二十七号) (抄)

(証明等の請求)

第七十二条 何人も、特許庁長官に対し、商標登録又は防護標章登録に関し、証明、書類の謄本若しくは抄本の交付、書類の閲覧若しくは謄写又は商標原簿のうち磁気テープをもつて調製した部分に記録されている事項を記載した書類の交付を請求することができる。ただし、次に掲げる書類については、特許庁長官が秘密を保持する必要があると認めるときは、この限りでない。

一 第四十六条第一項(第六十八条第四項において準用する場合を含む。)、第五十条第一項、第五十一条第一項、第五十二条の二第

一項、第五十三条第一項若しくは第五十三条の二(第六十八条第四項において準用する場合を含む。)(の審判又はこれらの審判の確定審決に対する再審に係る書類であつて、当事者又は参加人から当該当事者又は参加人の保有する営業秘密(不正競争防止法(平成五年法律第四十七号)第二条第四項に規定する営業秘密をいう。)が記載された旨の申出があつたもの

二・三 (略)

2・3 (略)

(秘密保持命令違反の罪)

第八十一条の二 第三十九条において準用する特許法第百五条の四第一項の規定(第十三条の二第五項において準用する場合を含む。)(による命令に違反した者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。)

2 (略)

(両罰規定)

第八十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号で定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第七十八条 一億五千万円以下の罰金刑

二 第七十九条、第八十条又は前条第一項 一億円以下の罰金刑

2 (略)

。著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）（抄）

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 著作物 思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう。

二 二十二 (略)

2 9 (略)

(秘密保持命令)

第一百十四条の六 裁判所は、著作者人格権、著作権、出版権、実演家人格権又は著作隣接権の侵害に係る訴訟において、その当事者が保有する営業秘密（不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）第二条第四項に規定する営業秘密をいう。以下同じ。）について、次に掲げる事由のいずれにも該当することにつき疎明があつた場合には、当事者の申立てにより、決定で、当事者等、訴訟代理人又は補佐人に対し、当該営業秘密を当該訴訟の追行の目的以外の目的で使用し、又は当該営業秘密に係るこの項の規定による命令を受けた者以外の人の開示してはならない旨を命ずることができる。ただし、その申立ての時までに当事者等、訴訟代理人又は補佐人が第一号に規定する準備書面の閲読又は同号に規定する証拠の取調べ若しくは開示以外の方法により当該営業秘密を取得し、又は保有していた場合は、この限りでない。

一・二 (略)

2 5 (略)

第二百二十二条の二 秘密保持命令に違反した者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

第二百二十四条 法人の代表者（法人格を有しない社団又は財団の管理人を含む。）又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号

に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第一百九条第一号（著作者人格権又は実演家人格権に係る部分を除く。） 一億五千万円以下の罰金刑

二 第二百二十二条の二 一億円以下の罰金刑

三 第一百九条第一号（著作者人格権又は実演家人格権に係る部分に限る。）若しくは第二号又は第二百二十条から第二百二十二条まで各本条の罰金刑

2・3 （略）

○弁理士法（平成十二年法律第四十九号）（抄）

（業務）

第四条 弁理士は、他人の求めに応じ、特許、実用新案、意匠若しくは商標又は国際登録出願に関する特許庁における手続及び特許、実用新案、意匠又は商標に関する異議申立て又は裁定に関する経済産業大臣に対する手続についての代理並びにこれらの手続に係る事項に関する鑑定その他の事務を行うことを業とする。

2 弁理士は、前項に規定する業務のほか、他人の求めに応じ、次に掲げる事務を行うことを業とすることができる。

一 （略）

二 特許、実用新案、意匠、商標、回路配置又は特定不正競争に関する仲裁事件の手続（これらの事件の仲裁の業務を公正かつ適確に行うことができる」と認められる団体として経済産業大臣が指定するものが行う仲裁の手続（当該手続に伴う和解の手続を含む。）に限る。）についての代理

3 弁理士は、前二項に規定する業務のほか、弁理士の名称を用いて、他人の求めに応じ、特許、実用新案、意匠、商標、回路配置若しくは著作物（著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第二条第一項第一号に規定する著作物をいう。）に関する権利若しくは技術上の秘密の売買契約、通常実施権の許諾に関する契約その他の契約の締結の代理若しくは媒介を行い、又はこれらに関する相談に応ずることを業とすることができる。ただし、他の法律においてその業務を行うことが制限されている事項については、この限りでない。

（欠格事由）

第八条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条の規定にかかわらず、弁理士となる資格を有しない。

一・二 （略）

三 前二号に該当する者を除くほか、関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第百九条第二項（関税定率法第二十一条第一項第五号に係る部分に限る。以下この号において同じ。）若しくは第三項（関税法第百九条第二項に係る部分に限る。）若しくは第百二十二条第一項（関税法第百九条第二項に係る部分に限る。）の罪、著作権法第百九条から第百二十二条までの罪、半導体集積回路の回路配置に関する法律第五十一条第一項若しくは第五十二条の罪又は不正競争防止法第十四条第一項第一号から第六号まで若しくは第七号

（同法第十一条第一項に係る部分を除く。）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない者

。裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第百五十一号）（抄）

（目的）

第一条 この法律は、内外の社会経済情勢の変化に伴い、裁判外紛争解決手続（訴訟手続によらずに民事上の紛争の解決をしようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続をいう。以下同じ。）が、第三者の専門的な知見を反映して紛争の実情に即した迅速な解決を図る手続として重要なものとなつていくことにかんがみ、裁判外紛争解決手続についての基本理念及び国等の責務を定めるとともに、民間紛争解決手続の業務に関し、認証の制度を設け、併せて時効の中断等に係る特例を定めてその利便の向上を図ること等により、紛争の当事者がその解決を図るのにふさわしい手続を選択することを容易にし、もつて国民の権利利益の適切な実現に資することを目的とする。

。組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号）（抄）

（定義）

第二条 （略）

2 この法律において「犯罪収益」とは、次に掲げる財産をいう。

一・二 （略）

三 不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）第十一条第一項の違反行為に係る同法第十四条第一項第七号（外国公務員等に対する不正の利益の供与等）の罪の犯罪行為（日本国外でした行為であつて、当該行為が日本国内において行われたとしたならば、当該罪に当たり、かつ、当該行為地の法令により罪に当たるものを含む。）により供与された財産

四 （略）

3 7 （略）

。平成五年旧実用新案法（昭和三十四年法律第百二十三号）（抄）

（秘密保持命令違反の罪）

第六十条の二 第十三条の三第四項（第四十八条の十三第二項において準用する場合を含む。）及び第三十条においてそれぞれ準用する平成十六年改正特許法第百五条の四第一項の規定による命令に違反した者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

2 （略）

(両罰規定)

第六十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号で定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

- 一 第五十六条第一項又は前条第一項 一億円以下の罰金刑
 - 二 第五十六条第二項 三百万円以下の罰金刑
 - 三 第五十七条又は第五十八条 三千万円以下の罰金刑
- 2 (略)

。不正競争防止法の一部を改正する法律（平成十五年法律第四十六号）（抄）

附 則

(経過措置)

第二条 この法律による改正後の不正競争防止法第六条の三の規定は、この法律の施行前に、第二審である高等裁判所又は地方裁判所における口頭弁論が終結した事件及び簡易裁判所の判決又は地方裁判所が第一審としてした判決に対して上告をする権利を留保して控訴をしない旨の合意をした事件については、適用しない。

。裁判所法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第二百十号）（抄）

附 則

(特許法等の一部改正に伴う経過措置)

第三条 次に掲げる規定は、この法律の施行前に、訴訟の完結した事件、第二審である高等裁判所又は地方裁判所における口頭弁論が終結した事件及び簡易裁判所の判決又は地方裁判所が第一審としてした判決に対して上告をする権利を留保して控訴をしない旨の合意をした事件については、適用しない。

- 一 三 (略)

四 第八条の規定による改正後の不正競争防止法第六条の四から第六条の六までの規定

。民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）（抄）
別表第一（第三条、第四条関係）

項	上欄	下欄
一〇一六（略）	イ二（略） ホ 破産法第三百六十六条ノ二第一項の規定による免責の申立て若しくは同法第三百六十七条第一項の規定による復権の申立て、民事再生法第四百八条第一項の規定による担保権消滅の許可の申立て、行政事件訴訟法の規定による執行停止決定の取消しの申立て、労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）第二十七条第八項の規定による申立て、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十六条第三項若しくは第十七条第一項の規定による申立て、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律第七条第一項若しくは第二項の規定による民事執行の手續の停止若しくは続行を命ずる裁判を求める申立て、家事審判法第十五条の六の規定による申立て、人事訴訟法（平成十五年法律第九号）第三十九条第一項の規定による申立て、特許法（昭和三十四年法律第二百一十一号）第一百五十五条の四第一項若しくは第一百五十五条の五第一項の規定による申立て、著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第一百十四条の六第一項若しくは第一百十四条の七第一項の規定による申立て又は不正競争防止法（平成五年法律	五百円

第四十七号) 第六条の四第一項若しくは第六条の五第一項の規定による申立て	
へ・ト (略)	へ・ト (略)
一八・一九 (略)	
(略)	

。商標法の一部を改正する法律（平成三年法律第六十五号）（抄）

附則

（不正競争防止法の適用）

第十一条 附則第九条に規定する二以上の登録商標がある場合においては、それらの登録商標に係る商標権者、専用使用権者又は通常使用権者の指定役務についての登録商標の使用については、不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）第二条第一項第一号、第三条、第四条本文、第五条第一項、第二項、第三項（第一号に係る部分に限る。）及び第四項、第五条の二から第六条の三まで、第七条、第十二条第一項（第一号から第三号までに係る部分に限る。）及び第二項、第十四条（第一号に係る部分に限る。）並びに第十五条の規定を適用する。この場合において、同法第二条第一項第一号中「他人の商品等表示（人の業務に係る氏名、商号、商標、標章、商品の容器若しくは包装その他の商品又は営業を表示するものをいう。以下同じ。）」とあるのは「他の登録商標（商標法の一部を改正する法律（平成三年法律第六十五号）附則第九条に規定する二以上の登録商標のうちその登録商標以外の登録商標をいう。以下同じ。）」と、「商品等表示を使用し、又はその商品等表示を使用した商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、若しくは電気通信回線を通じて提供して、他人の商品又は」とあるのは「登録商標を使用して他の登録商標に係る商標権者又は専用使用権者の」と、同法第三条第一項中「不正競争」とあるのは「不正競争（前条第一項第一号に掲げる不正競争をいう。次項、次条、第五条第二項、第五条の二、第六条第一項及び第三項並びに第六条の二から第七条までにおいて同じ。）」と、同条及び同法第十二条第二項中「侵害されるおそれがある者」とあるのは「侵害されるおそれがある他の登録商標に係る商標権者又は専用使用権者」と、同法第四条及び第七条中「他人の」とあるのは「他の登録商標に係る商標権者又は専用使用権者の」と、同法第五条第一項から第三項までの規定中「侵害された者」とあるのは「侵害された他の登録商標に係る商標権者又は専用使用権者」と、同条第一項中「第二条第一項第一号から第九号まで又は第十五号に掲げる不正競争（同項第四号から第九号までに掲げるものにあつては、技術上の秘密（秘密として管理されている生産方法その他の事業活動に有用な技術上の情報であつて公然と知られていないものをいう。）に関するも

のに限る。）」とあるのは「第二条第一項第一号に掲げる不正競争」と、「当該物に係る販売その他の行為を行う能力」とあるのは「使用の能力」と、同条第三項中「第二条第一項第一号から第九号まで、第十二号又は第十五号」とあり、同項第一号中「第二条第一項第一号又は第二号」とあり、同法第十二条第一項第一号中「第二条第一項第一号、第二号、第十三号及び第十五号」とあり、同項第二号中「第二条第一項第一号、第二号及び第十五号」とあり、及び同法第十四条第一号中「第二条第一項第一号又は第十三号」とあるのは「第二条第一項第一号」と、同法第五条第三項第一号中「商品等表示」とあるのは「他の登録商標」と、同法第五条の二中「侵害されるおそれがあると主張する者」とあるのは「侵害されるおそれがあると主張する他の登録商標に係る商標権者又は専用使用権者」と、同法第七条中「害された者」とあるのは「害された他の登録商標に係る商標権者又は専用使用権者」と、同法第十二条第一項第一号中「商品若しくは営業の普通名称（ぶどうを原料又は材料とする物の原産地の名称であつて、普通名称となつたものを除く。）若しくは同一若しくは類似の商品若しくは営業について慣用されている商品等表示（以下「普通名称等」と総称する。）」とあるのは「営業の普通名称又は同一若しくは類似の営業について慣用されている登録商標」と、同号中「使用し、若しくは表示をし、又は普通名称等を普通に用いられる方法で使用し、若しくは表示をした商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、若しくは電気通信回線を通じて提供する行為（同項第十三号及び第十五号に掲げる不正競争の場合にあつては、普通名称等を普通に用いられる方法で表示をし、又は使用して役務を提供する行為を含む。）」とあり、及び同項第二号中「使用し、又は自己の氏名を不正の目的でなく使用した商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、若しくは電気通信回線を通じて提供する行為（同号に掲げる不正競争の場合にあつては、自己の氏名を不正の目的でなく使用して役務を提供する行為を含む。）」とあるのは「使用する行為」と、同項第三号中「他人の商品等表示が」とあるのは「他の登録商標が」と、「商品等表示と同一若しくは類似の商品等表示」とあるのは「他の登録商標と同一又は類似の登録商標」と、「商品等表示に」とあるのは「登録商標に」と、「その商品等表示を不正の目的でなく使用し、又はその商品等表示を不正の目的でなく使用した商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、若しくは電気通信回線を通じて提供する行為」とあるのは「その登録商標を不正の目的でなく使用する行為」と、同条第二項中「商品又は営業」とあるのは「営業」と、同項第一号中「自己の氏名を使用する者（自己の氏名を使用した商品を自ら譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、又は電気通信回線を通じて提供する者を含む。）」とあるのは「自己の氏名を使用する者」と、同項第二号中「他人の商品等表示と同一又は類似の表品等表示」とあるのは「他の登録商標と同一又は類似の登録商標」と、「商品等表示に係る業務を承継した者（その商品等表示を使用した商品を自ら譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、又は電気通信回線を通じて提供する者を含む。）」とあるのは「登録商標に係る業務を承継した者」とする。

2 前項における「登録商標の使用」には、前条第二項の規定を準用する。

。商標法等の一部を改正する法律（平成八年法律第六十八号）（抄）

附 則

（団体商標についての経過措置）

第五条 （略）

2 （略）

3 第一項の規定により商標登録出願又は商標登録の変更があつた場合においては、当該法人の構成員は、附則第十一条第二項並びに商標法の一部を改正する法律（平成三年法律第六十五号。以下「平成三年改正法」という。）附則第九条、第十条第一項及び第十一条第一項の規定の適用については、通常使用権者とみなす。

4・5 （略）

。民事訴訟法（平成八年法律第九号）（抄）

（秘密保護のための閲覧等の制限）

第九十二条 次に掲げる事由につき疎明があつた場合には、裁判所は、当該当事者の申立てにより、決定で、当該訴訟記録中当該秘密が記載され、又は記録された部分の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製（以下「秘密記載部分の閲覧等」という。）の請求をすることができる者を当事者に限ることができる。

一 （略）

二 訴訟記録中に当事者が保有する営業秘密（不正競争防止法第二条第四項に規定する営業秘密をいう。第三百三十二条の二第一項第三号及び第二項において同じ。）が記載され、又は記録されていること。

2・5 （略）

。犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第 号）第三条の規定による改正後の組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第三百三十六号）（抄）

（定義）

第二条 （略）

2 この法律において「犯罪収益」とは、次に掲げる財産をいう。

一・二 （略）

三 次に掲げる罪の犯罪行為（日本国外でした行為であつて、当該行為が日本国内において行われたとしたならばこれらの罪に当たり、かつ、当該行為地の法令により罪に当たるものを含む。）により供与された財産

イ （略）

口 別表第二第十九号に掲げる罪

別表第二（第二条、第十三条関係）

十九 不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）第十四条第一項第七号（外国公務員等に対する不正の利益の供与等）の罪（同法第十一條第一項の違反行為に係るものに限る。）

○犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第 号）（抄）

附 則

第四条 組織的犯罪処罰法第九条第一項から第三項まで、第十条及び第十一条の規定は、この法律の施行前に財産上の不正な利益を得る目的で犯した第三条の規定による改正後の組織的犯罪処罰法第二条第二項第一号口、別表第一第四号若しくは第五号又は別表第二第十九号に掲げる罪（第三条の規定による改正前の組織的犯罪処罰法別表に掲げる罪を除く。）の犯罪行為（日本国外でした行為であつて、当該行為が日本国内において行われたとしたならばこれらの罪に当たり、かつ、当該行為地の法令により罪に当たるものを含む。）により生じ、若しくは当該犯罪行為により得た財産又は当該犯罪行為の報酬として得た財産に関してこの法律の施行後にした行為に対しても、適用する。この場合において、これらの財産は、第三条の規定による改正後の組織的犯罪処罰法第二条第二項第一号の犯罪収益とみなす。